

発表の会名 及び日時	アロケーション の考え方	治 水	不特 定用 水	徳 島			香 川			愛 媛				高 知		本流 発電	計
				農水	上水	工業	農水	上水	工業	農水	上水	工業	発電	上水	工業		
S 39 8 4 第3回吉野 川部会	前項と同じ 但し、高知分水 は分水流量比で発電 と都市用水に分け、 愛媛発電は愛媛分 水の中を含む、か んがけとの割り振 りは年間分水流量比。	6,774	1,431	0	2,427	1,637	815	26	1,027				72	191	1,100	15,500	
S 40 7 27 第19回吉野 川協議会	前項と同じ	6,926	1,652	794	2,234	1,572	1,049	21	1,207				68	207	1,200	17,000	
S 41 6 8 打合せ会 S 41 6 22 第4回吉野 川部会	・電発差額支出 ・一次割振りは、 治水と利水（不 特定を含む）で 身替受当比。 ・二次割振りは、 利水については 分線容量比と負 担限度額を勘案 ・各分水の三次割 振りは分水流量比	6,301	3,200	688	1,768	1,323	926	18	46	700	244		57	207	1,200	17,000	

### 3 吉野川総合開発計画の決定

四国地方にとっての、吉野川総合開発の必要性やその経緯については、すでに述べたとおりである。吉野川総合開発計画は、前節でも述べたように、四国地方開発審議会と吉野川の開発に関する協議会が中心となって、計画の審議と調整が繰り返行なわれ、その決定までには、吉野川開発部会が4回、吉野川協議会が21回開催され、関係官庁及び四国四県が精力的に水配分と費用割振りを中心とする討議を重ねた。その結果、昭和41年6月に第4回吉野川開発部会にて、吉野川総合開発計画が四県の同意を得て事実上の決定をみたのである。

これより、建設省は早急に「特定多目的ダム法」に基づく「早明浦ダム建設基本計画」をまとめ、各県にはかることになった。各県はさきに自民党四国開発委員会で申し合わせたとおり7月末までに、議会において同基本計画に対し同意の議決をすることになった。

地域開発の究極の目的は、地域住民の生活水準の向上を図ることである。これを達成するためには、まず産業基盤の整備を図り企業誘致などによる産業開発を推進し、地域の経済規模の拡大を図るとともに、更に地域住民の生活を洪水等による天災から守ることが必要である。

吉野川の総合開発は、四国地方開発の鍵をにぎるものとして、計画立案と調整が重ねられ、計画決定を見た。計画に盛り込まれた洪水調節、不特定かんがい用水の確保、新規用水の供給、電源開発等は、夫々の分野で四国の住民の生活向上と産業発展に大きく寄与するものである。

さらに、吉野川総合開発計画が四国開発の中核である認識のもとに、四国四県が一体となって協力し、納得のうえに進められたことは大きな意義をもち、中央官庁の出先機関が調査計画及び調整に粘り強く精力的に尽力し、官民一体となって今日の成果をみたのである。

これまでの吉野川総合開発計画は、中核となる早明浦ダムを中心にして「特定多目的ダム法」に基づく計画として進められてきた。

この計画を同法に基づいて事業化する場合、建設資金はダム使用権の設定予定者が建設期間中に負担することになる。財政的に恵まれない費用負担者は、用水開発の先行投資分を含めた多額の資金を建設期間中に負担することは、財政上、困難となる場合が多い。これが「水資源開発公団法」による事業化であれば、国の財政資金等を導入して建設期間中の財政措置ができ、費用負担者はこれを事業完了後所定の時期より割賦償還すればよく、負担が軽減されることになり事業の促進にもつながるので、公団による事業化について四国四県等が希望の意向を示すようになってきた。

四国の開発には、早明浦ダムだけでなく吉野川全体の用水計画が必要となっているところから、昭和41年11月に政府は吉野川を水資源開発水系に指定することを決めた。水系指定によって今後は、経済企画庁が主体となって吉野川総合開発計画を推進することになった。

このため、水資源開発促進法に基づく計画に移行することになるか、これまでの計画内容を変更しないで継続するように各県から要望が出された。

これまで多くの試案作成と調整を重ねて生まれた「特定多目的ダム法」に基づいた計画の概要を次に示すことにする。

【吉野川総合開発計画の概要】——特定多目的ダム法に基づく最終案——

① 概要

吉野川総合開発計画は早明浦ダムを中核とした計画であり、これは吉野川上流の早明浦地点に高さ106mのダムを築造して、有効容量2億8,900万m<sup>3</sup>の貯水池をつくり、この貯水池によって吉野川の治水計画の一環としての洪水調節を行なうとともに、四国四県に対する新規用水の供給及び電源開発を行なうものである。

② 洪水調節

早明浦ダム地点における計画高水流量4,700m<sup>3</sup>/secのうち、2,700m<sup>3</sup>/secを調節して2,000m<sup>3</sup>/secを放流し、既設柳瀬ダムの洪水調節とあわせて、下流の基準地点岩津における基本高水のピーク流量17,500m<sup>3</sup>/secのうち、2,500m<sup>3</sup>/secを調節して河道への配分流量を15,000m<sup>3</sup>/secとする。調節開始は下流域に対する無害流量の限界である800m<sup>3</sup>/secとし、一定率一定量放流方式とする。

③ 不特定かんがい用水などの確保

下流における流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、基準地点池田において、かんがい期43m<sup>3</sup>/sec、非かんがい期15m<sup>3</sup>/secを確保する。

④ 新規用水の供給

早明浦ダムにより、年間8億6,000万m<sup>3</sup>の用水を開発して四国四県に供給する。その内容はつきのとおりである。

表3-15 用水供給計画一覧表

県別	単 位	不特定かんがいおよび既得用水	新 規 用 水			合 計	備 考
			農業用水	工業用水	計		
徳島	毎秒	かんがい期平均 43 非かんがい期 15	かんがい期平均 3.5 非かんがい期 2.0	10.5	かんがい期平均 14 非かんがい期 12.5	かんがい期平均 57 非かんがい期 27.5	吉野川本川ならびに旧吉野川より取水
	日量 年量	万m <sup>3</sup> /日 百万m <sup>3</sup> /年	772	79 331	410	1,182	
香川	毎秒	-	かんがい期平均 8 非かんがい期 1	4.5	かんがい期平均 12.5 非かんがい期 5.5	かんがい期平均 12.5 非かんがい期 5.5	吉野川本川池田ダムより分水
	日量 年量	-	-	39 142	247	247	
愛媛	毎秒	かんがい期平均 1.47 非かんがい期 1.00	かんがい期平均 0.30	4.98	かんがい期平均 5.28 非かんがい期 4.98	かんがい期平均 6.75 非かんがい期 5.98	吉野川支川鍋山川柳瀬ダムより分水
	日量 年量	万m <sup>3</sup> /日 百万m <sup>3</sup> /年	36	2.5 157	159.5	195.5	
高知	毎秒	-	-	1.23	1.23	1.23	吉野川支川瀬戸川地蔵寺川より分水
	日量 年量	-	-	11 39	11 39	11 39	
計	日量 年量	万m <sup>3</sup> /日 百万m <sup>3</sup> /年	808	184 669	855.5	1,663.5	

注) 表の値は特定多目的ダム法に基づく計画値。

⑤ 発電計画

吉野川本流では、早明浦発電所(最大出力42,000KW)、吉野川第2発電所(小歩危最大出力75,000KW)及び吉野川第1発電所(池田最大出力10,000KW)が建設される。

また分水として、愛媛分水においては新宮発電所(最大出力11,300KW)、高知分水においては地蔵寺発電所(最大出力66,500KW)及び鏡川第1発電所(最大出力12,500KW)が建設される。

⑥ ダム及び貯水池の諸元

表3-16 ダムの諸元表

種 別	単 位	早明浦 ダム	小歩危 ダム	池田ダム	瀬戸川 ダム	地蔵寺川 ダム	新宮ダム
流域面積	km <sup>2</sup>	462	1,118	1,904	44.7	36.3	265.12
高  さ	m	106	49	25	31.5	27.5	34
堤 頂 長	m	427	157	220	103	82	108
堤 体 積	10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	1,200	86	42	37	17	30
総貯水容量	10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	316,000	14,500	11,400	1,290	990	8,000
有効貯水容量	10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	289,000	4,300	3,400	780	770	6,500

注) ◇早明浦の流域面積は溪流取水を含む。

## ⑦ 費用割振

早明浦ダムの事業費の分担はつきのとおりである。

表3-17 費用割振

種 別		費用分担額	比 率
治 水		6,391 万円	37.6 %
不 特 定 用 水		3,390	19.9
徳島	農 業 用 水	668	3.9
	上水道用水・工業用水	1,768	10.4
香川	農 業 用 水	1,323	7.8
	上水道用水・工業用水	926	5.4
愛媛	農 業 用 水	18	0.1
	上 水 道 用 水	48	0.3
	工 業 用 水	760	4.5
	発 電	244	1.4
高知	上水道用水・工業用水	57	0.3
	発 電	207	1.2
本 流 発 電		1,200	7.2
計		17,000	100.0

## 4 早明浦ダムの事業化

昭和37年12月、第8回吉野川協議会で、吉野川総合開発計画は、早明浦ダムを中核として進める基本姿勢が確認され、四国地方建設局が昭和38年度から実施を前提とした調査を始めることを提案し、四県がこれを了承した。

このため、四国地方建設局は昭和38年4月に、本山町に早明浦ダム調査事務所を開設して、工事の早期着工を目標に実施調査を開始した。

その当時、地元住民の早明浦ダム建設に対する態度はさまざまで、本山町は町の上流側にダムかでき水没家屋は一軒もないことから賛意を表明していた。土佐村は三つのグループにわかれ、ダム周辺から下流は条件つきで賛成、水没地区の大半を占める地区が条件つきで反対、外側の南川では絶対反対の意を示し、大川村は水没物件が多くメリットがないとして絶対反対を表明していた。

このように調査が滞る中で、粘り強い地元交渉かつつけられた結果、地元反対者も順次協力を示すようになり、立入調査ができるようになった。

調査は、昭和38年から39年までの2カ年間でダムサイト、原石山を中心とした、地形、地質調査を行なうとともに、水没地域の用地物件調査、工事用道路及び付替道路の測量設計を実施した。

一方、早明浦ダムの高さは当初108mであったが、各県から水配分と費用割振りに対する要望が出され、この要望を考慮した調整案の策定、治水及び発電計画の見直し等によってダムの高さが、103.5、99、96.5、100、106mと変遷し、昭和40年7月に提案された106m案が最終案となって決定した。

昭和40年には実施計画調査を終えて、事業は建設の段階に入った。早明浦ダム調査事務所も早明浦ダム工事事務所と名称を替え、準備工事として大杉からダムサイト間の県道を改良して工事用道路とし、ダムサイトから原石山の間には工事用道路を建設する等の工事に着手したが、一部の地区で用地買収が難航し工事は遅れた。

昭和41年度には、早明浦ダム本体工事の年度内着工を目指して、仮設備及び本体関係の設計を進めるとともに、準備工事の完成を急いでいた。

一方、政府は吉野川総合開発計画の重要性と地元の希望等から、吉野川水系を「水資源開発促進法」に基づき、昭和41年11月に水系指定を決定した。このため、工事は水資源開発公団に移管されることになり、その時期は昭和42年度の予算時に正式決定が行なわれることが予想されていたが、昭和42年2月末にその内示があり、同年4月正式に移管されることになった。

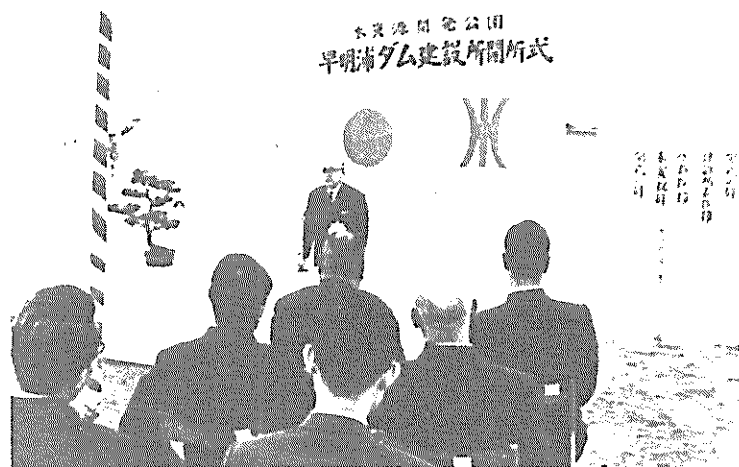
そのあわただしい中で、本体工事の契約だけは済ませたいとして、まだ解決していない補償交渉を関係機関の協力のもとに進め、3月15日に地元との合意に達し、移管直前の3月30日に本体契約の締結ができ予定どおり年度内の発注にこぎつけた。そして4月1日付で早明浦ダム建設事業は、建設省から水資源開発公団へ引継がれたのである。

## 5 水資源開発水系指定と事業の公団移管

産業経済の著しい発展、都市人口の急増にともない、都市用水の確保が急務となり、水資源の開発は広域的で総合性を持つことが要請され、これに対応する施策として昭和36年11月に水資源開発二法（促進法及び公団法）が制定され、翌37年に水資源開発公団が発足した。

四国開発の基幹として、吉野川総合開発が進められてきたが、早明浦ダム及び関連施設の総事業費は膨大なものとなり、各県の財政負担は相当なものとなった。各県はその負担の軽減と財源の確保に苦慮していたが、水資源開発公団の発足によって、公団による事業化が可能となり、財政面でも事業に対する裏付けができあがった。

水資源開発公団によって施行される場合、交付金、補助金のほか公団借入金で工事を完成し、受益者の負担は割賦により所定の期限内に支払うことになる。この膨大な事業費を工事の段階で負担することは、非常に県財政を圧迫することになり、特に先行投資となる工業用水の負担が問題となっていた。このため四国四県の財政状態からすると、水資源開発公団による施行によらざるを得ないとする意見が大勢を占め、移管に伴う組織の変化、金利負担、維持管理等の不安を秘めながらも、公団移管への要望が実現のはこびとなった。



早明浦ダム建設所開所式

このような情勢の中で、吉野川総合開発の重要性にかんかみ、政府は昭和41年11月に吉野川を「水資源開発促進法」に基づく水系に指定したが、これは利根川、淀川、筑後川、木曾川に次いで5番目の指定となった。

その頃、吉野川の総合開発計画は、昭和41年6月の第4回吉野川開発部会で承認され、「特定多目的ダム法」に基づく早明浦ダムの建設に関する基本計画も各県の子承を得ていた。また早明浦ダムの現地では準備工事が着手されており、さらに仮設備及び本体関係の設計が鋭意進められている段階であった。

水系指定により、今後は経済企画庁が吉野川総合開発計画を進めることになった。企画庁は水資源開発審議会（首相の諮問機関、足立正会長）のなかに吉野川部会を設けて基本計画を策定することにした。

昭和42年3月7日水資源開発審議会は、経済企画庁で総会を開き、企画庁の吉野川水系水資源開発基本計画案を承認し、佐藤首相に答申した。これより政府は3月14日の閣議で同計画を、水資源開発促進法に基づく「吉野川水系における水資源開発基本計画」として決定した。この基本計画の内容は次のとおりである。

#### 【吉野川水系における水資源開発基本計画】

##### 1 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標

この水系に各種用水を依存する徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の諸地域に対する将来の水需要の見とおし及び供給の目標については、この水系及び関連水系における今後の調査

をまわって順次具体化するものとするが、昭和55年度におけるこの水系の水の用途別の新規需要の見とおし及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

##### ① 水の用途別の需要の見とおし

上水道用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部の地域における上水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約5立方メートルである。

工業用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部の地域における工業開発に伴う必要水量の見込みは、毎秒約16立方メートルである。

農業用水については、中流部地域、香川用水地区等の開発その他農業の近代化施策に伴い、この水系に関連する地域に発生する必要水量の見込みは、毎秒約12立方メートルである。

##### ② 供給の目標

これらの新規水需要に対処するため、早明浦、池田及び新宮のダム群、香川用水等の多目的用水路、専用水路等の水資源の開発または利用の合理化を図る施設を建設するとともに、これ等の施設との関連における柳瀬ダム、鏡ダム等の既存施設の有効利用等水質源の合理的な利用を図る措置を講じて毎秒約33立方メートルを供給する見込みである。

#### 2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち新規利水量毎秒約33立方メートルの確保を目途としてとりあえず、次の施設の建設を行なう。

##### ① 早明浦ダム建設事業

名 称 早明浦ダム

事業目的 この事業は、早明浦ダムを建設し、池田、新宮等のダムと相まって、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の上水道用水ならびに工業用水、徳島県・香川県及び愛媛県の農業用水を確保するとともに、洪水調節、不特定かんがい等及び発電の用に資するものである。

事業主体 水資源開発公社

なお、この事業は、建設大臣が現在施工中のものを承継するものであり、発電に係る分については、別に愛媛県、電源開発株式会社及び四国電力株式会社から事業の委託を受ける予定である。

河 川 名 吉野川本川

新規利水容量 約110,700千 $m^3$ （有効貯水容量約289,000千 $m^3$ ）

予定工期 昭和38年度から昭和45年度まで。

なお、上記①の事業費は、洪水調節、不特定かんがい等及び発電に係る分をあわせて約170億円と見込まれる。

つづいて、昭和42年3月24日に「早明浦ダム建設事業に関する事業実施方針」が指示され、これに基づく「早明浦ダム新築に関する事業実施計画」を3月28日に許可申請を行ない、3月30日に許可を受けた。

難航した地元との補償交渉も大筋の了解に達し、昭和42年3月30日に建設省は仮設備と本体工事の一部を発注し、2日後の4月1日に事業は水資源開発公団へ正式に移管された。

水資源開発公団は、これまで建設省の手で行なわれてきた事務をそのまま引継ぎ、初年度予算27億円で工事に着手し、昭和42年10月には一般補償基準もまとまり、補償問題で一部停滞していた準備工事に着手することになった。

昭和43年7月には、水資源開発公団の四圍建設部が設置され、さらに「吉野川水系における水資源開発基本計画」の一部変更（第1回）によって、下記の事業が追加された。

#### ② 池田ダム建設事業

**名 称** 池田ダム  
**事業目的** このダムは、洪水調節、不特定かんがい等及び発電の用に供する機能を有するものであるが、この事業により、香川用水等の取水位を確保するものとする。  
**事業主体** 水資源開発公団  
 なお、発電に係る分については別に電源開発公団から事業の委託を受ける予定である。  
**河川名** 吉野川本川  
**取水位** T.P約87m（有効貯水容量約8,000千<sup>3</sup>m）  
**予定工期** 昭和43年度から昭和46年度まで。  
**その他** 吉野川中・下流部のかんがい用水等の取水について、今後必要な措置を講じうようにするものとする。

#### ③ 香川用水事業

**名 称** 香川用水  
**事業目的** この事業は、取水施設及び水路を設置し、別に国が行なう水路等と相まって、讃岐平野の農地に対して必要なかんがい用水の補給を行なうとともに、香川県の上水道用水及び工業用水を供給するものとする。  
**事業主体** 水資源開発公団  
**河川名** 吉野川本川  
**取水量** 農業用水、毎秒約8<sup>3</sup>m<sup>3</sup>  
 都市用水、毎秒約4.5<sup>3</sup>m<sup>3</sup>  
**予定工期** 昭和43年度から昭和47年度まで。  
 2のなお書中「上記D」を「上記DからGまで」に「約170億円」を「約300億円」に改める。

こうして、池田ダム及び香川用水事業が追加され、池田ダムは多目的ダムとして事業主

体も水資源開発公団に引継がれ、昭和43年8月に香川用水調査所、9月に池田ダム調査所を各々開設して、実施計画調査を開始した。

一方、香川用水は、昭和41年度から中国四国農政局が現地調査を開始して、昭和42年9月までに計画をまとめ昭和43年後半からの着工を目標に、全体実施設計に入り昭和43年1月から「土地改良法」に基づく諸手続きを開始し、昭和43年8月には香川用水土地改良区の設立も認可されている。

香川用水は、上水、工水、農水が利用する共用水路と農水専用水路に施工主体が区分され、共用水路は公団、専用水路は農林省に於て施工することとなった。

共用水路については、同年（昭和43年）8月30日に「香川用水建設事業に関する事業実施計画」の認可を受け、水資源開発公団では香川用水調査所を新に香川用水建設所として同年10月1日開設し、事業の推進にあたることとした。

一方、農水専用水路については、農林省に於て同年10月1日香川用水農業水利事業所を開設されたので、ここに香川県民が多年希望していた香川用水事業がその緒につくこととなった。

池田ダムは、昭和44年1月24日に「池田ダム建設事業に関する事業実施方針」が指示され、同年6月に池田ダム調査事務所を建設所に組織替えを行なった。

昭和45年2月25日に「吉野川水系における水資源開発基本計画」の第2回一部変更が行なわれ、下記の事業が追加された。

#### ④ 新宮ダム建設事業

**名 称** 新宮ダム  
**事業目的** このダムは、洪水調節及び発電の用に供する機能を有するものであるが、この事業により新宮地点より愛媛県に分水を行ない、愛媛県の工業用水及び農業用水を確保するものとする。  
**事業主体** 水資源開発公団  
 なお、発電に係る分については別に愛媛県から事業の委託を受ける予定である。  
**河川名** 銅山川  
**新規利水容量** 約11,700千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>（有効貯水容量約11,700千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）  
**予定工期** 昭和44年度から昭和47年度まで。

#### ⑤ 旧吉野川河口堰事業

**名 称** 旧吉野川河口堰、今切川河口堰  
**事業目的** この堰は、旧吉野川、今切川の洪水の疎通を図るとともに塩害の防除等流水の正常な機能を維持するものであるが、この事業により、徳島県の工業用水等の取水を可能ならしめるものとする。  
**事業主体** 水資源開発公団

河川名 旧吉野川、今切川

堰の天端高 A.P約3m

予定工期 昭和44年度から昭和50年度まで。

なお、上記①から⑤までの事業費は、洪水調節、不特定かんがい等及び発電に係る分をあわせて約450億円と見込まれる。

これより水資源開発公団は、昭和45年3月に新宮及び旧吉野川河口堰調査所を開設して実施計画調査を開始した。

一方、早明浦ダムは、昭和43年12月にダム本体のコンクリート打設を開始し、昭和44年5月に定礎式が行なわれ、コンクリート打設の最盛期を迎えていた。

また、電源開発時は、早明浦、小歩危及び池田ダムで発電を計画していたが、小歩危ダム計画について昭和43年に地元説明を行なったところ、地元山城町の関係住民の中で反対組織が結成され強固な反対運動が展開されることになった。この反響は順次広がり政治問題となって徳島県議会できりあげられるに至った。

反対の理由は、大歩危、小歩危の名勝を守るため、ダム計画の中止が要求された。これに対し徳島県は、吉野川総合開発の一環として計画されたもので、総合開発全般ならびに池田ダムへの影響が大きいとして、小歩危ダムの高さを10m下げダムサイトを1km下流に移す妥協案を提案した。しかし、電源開発時は、この妥協案では大幅な減電となるため、火力と比べ採算上なりたたないとしてこれを拒否した。事態は政治的な様相をおび、電源開発調整審議会も発電計画を保留することになった。

このような事態のもとに、徳島県側の強い要請もあり関係行政機関で中止の合意も得られたので、昭和45年6月に小歩危ダム及び発電所の建設計画は中止された。こうなると池田ダムは吉野川第2発電所（小歩危発電所）の逆調整池としての機能が失われることになり、香川分水の拠点としての機能も持たないことになり、池田ダムをも中止へと世論が高まってきた。丁度その頃、早明浦ダム建設費の改定、吉野川北岸農業用水等の問題が持ちあがり、吉野川総合開発計画が具体的に進み出した後での、最も困難な時期を迎えたが、小歩危ダムの中止による池田ダムの存続か、香川用水だけでなく北岸用水によって徳島にもメリットがあるということ、ようやくこの問題も収拾をみたのである。

昭和45年6月に水資源開発公団の四国建設部が、吉野川開発局に昇格した。同年7月に「早明浦ダム建設事業に関する事業実施方針」が事業費及び工期について変更されるとともに、新宮ダム及び旧吉野川河口堰事業の実施方針が指示され、同年10月に何れも実施計画の認可を受けた。

つづいて同年11月に、「池田ダム建設事業に関する事業実施方針」の一部変更があり、小歩危ダム中止にともなう池田ダム変更等について指示があり、同実施計画が12月に認可された。

さらに、昭和46年8月13日に「吉野川水系における水資源開発基本計画」の一部変更が閣議決定され、次の事業が追加された。

#### ⑥ 高知分水事業

名称 高知分水

事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより高知県に分水を行ない、鏡川ダムと相まって、高知県の上水道用水及び工業用水を供給するものとする。なお、あわせて発電の用にも供するものである。

事業主体 水資源開発公団

なお、この事業については、四国電力㈱に施行を委託する予定である。

河川名 瀬戸川及び地蔵寺川

新規利水量 毎秒1.2m<sup>3</sup>

予定工期 昭和46年度から昭和48年度まで。

なお、上記①から⑤までの事業費は約550億円と見込まれる。

このようにして、吉野川総合開発計画の全事業はすべてが着工され、関係機関の長年にわたる調整の成果がここに結実し現実のものとなってきた。

昭和46年11月には、早明浦ダムの一部洪水にこぎつけ、47年2月に早明浦発電所の一部運転開始、池田ダム事前着工同意の漁業補償協定調印と順調に進んだ事業であったが、昭和47年8月に早明浦ダムの漏水問題が発生し、つづいて昭和48年3月及び7月の2度にわたり池田ダムの右岸ダムサイトで、大規模な地すべりが発生するなどいくつかの障害もあった。それらの障害に、適切な対応策を講じつつ進捗を続けたが、昭和48年には香川県で大洪水が発生し、香川用水幹線水路の一部を使用して溝農池からの送水が行なわれ、漏水対策に大きな力となった。

昭和48年11月には、吉野川総合開発の中核である早明浦ダムが竣工し、多目的ダムとしては日本最大の貯水量をもつダムが完成したのである。その他の関連事業も、昭和50年3月には池田ダムと香川用水共用区間が竣工し、昭和50年10月には新宮ダム、旧吉野川河口堰が相次いで竣工した。また、高知分水は昭和46年8月に着工され途中計画変更等を行なったため、昭和53年3月完成予定で工事中である。

吉野川総合開発は、戦後の復興に始まり地域住民の生活向上への鍵として進められ、ほぼ完成した姿を目前にしている。これは四国の経済発展と住民の生活向上のため、関係官庁、四国地方開発審議会、関係会社及び四国経済連合会等が官民一体となって、計画の推進にあたってきた辛苦の結晶である。同時に、最終的には国家的な事業のため故郷をなくした水没者の犠牲的精神による協力の賜物に他ならない。

水資源開発公団へ移管され事業が具体化された計画は、完成に至るまでに一部変更が加えられている。このため各事業の当初に認可された計画を、以下に参考資料として収録し第4節で述べる最終的な計画へと発展して行った基本計画として留めておくことにした。

次に、基本計画に示された水需給計画と、早明浦ダムの共同費用の割振りを参考資料として添付した。この費用割振りは、その後共同費が改訂されたが、分担比率は変えない基本となるものである。

### 第4節 吉野川総合開発計画の進展

吉野川総合開発事業としてスタートした早明浦ダムの建設は、昭和42年4月から水資源開発公団に引継がれ、本格的に工事が進められることになった。

この計画は、これまでも述べてきたように、早明浦ダム建設事業を中心として、小歩危、池田、新宮の各ダム建設事業、高知分水、香川用水、吉野川北岸農業水利、旧吉野川河口堰の各建設事業で構成されている。

建設事業は、昭和42年3月に早明浦ダムの基本方針及び実施方針が示されてから、その後事業の進行に伴ってその変更が行われ、次々と関連事業が追加されていった。

事業の順調な進行のうちにも、小歩危ダムの中止、早明浦ダムの嵩水問題、池田ダム右岸の地すべり、高松市の異常濁水等の問題が発生したが、昭和50年3月に早明浦ダム、池田ダム、香川用水（共用区間全線）が完成し、さらに同年11月には新宮ダム、昭和51年3月に旧吉野川河口堰が完成した。なお、高知分水は昭和53年3月、吉野川北岸農業水利は昭和60年を目前に鋭意施工中である。

ここに吉野川総合開発事業の手続き面の経過と、計画の最も基本となる水配分及び費用配分（最終値）について表3-25、表3-26に示し、つづいて各事業別に経過と計画諸元について述べる。

表3-25 用水供給計画一覧表（最終値）

県別	単位	不特定かんがい及び既得用水	新規用水			合計	導水方法		
			農業用水	水道用水	工業用水				
徳島	毎秒 m³/sec	かんがい期平均 39.06 最大 43.00 非かんがい期平均 15.00	かんがい期平均 3,220	平均 2.15	8.35	かんがい期平均 13,720 最大 17,500 非かんがい期平均 12,620	吉野川本流ならびに旧吉野川より取水		
			かんがい期最大 6,460					かんがい期平均 2,120	かんがい期最大 27,620
			かんがい期平均 2.00					かんがい期最大 2.69	かんがい期平均 14,180
香川	毎秒 m³/sec	-	かんがい期平均 8.00	2.00	2.50	かんがい期平均 12,500	池田ダムより上流1.8kmの取水工から取水し7.7kmの導水トンネルにより香川へ導水		
			かんがい期最大 11.30			かんがい期平均 1.00		かんがい期最大 15,800	
			かんがい期平均 1.50			かんがい期最大 2.47		かんがい期平均 6,000	
年毎 百万m³	-	-	かんがい期平均 772	68	263	かんがい期平均 1,182	247		
			かんがい期最大 3,140			かんがい期平均 5,500			
			かんがい期平均 105			かんがい期最大 6,000			

愛媛	毎秒 m³/sec	かんがい期平均	かんがい期最大	0.23	4.95	かんがい期平均	かんがい期最大	5,554	かんがい期平均	かんがい期最大	5,820	5,185	5,500
		1.38	0.374			0.640	0.005		0.320	5.554			
年毎 百万m³	36	7	156	167	203	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

高知	毎秒 m³/sec	かんがい期平均	かんがい期最大	0.73	0.50	かんがい期平均	かんがい期最大	1.23	かんがい期平均	かんがい期最大	1.23	1,671
		-	-			0.73	0.50		1.23	1.23		
年毎 百万m³	808	168	161	514	863	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671

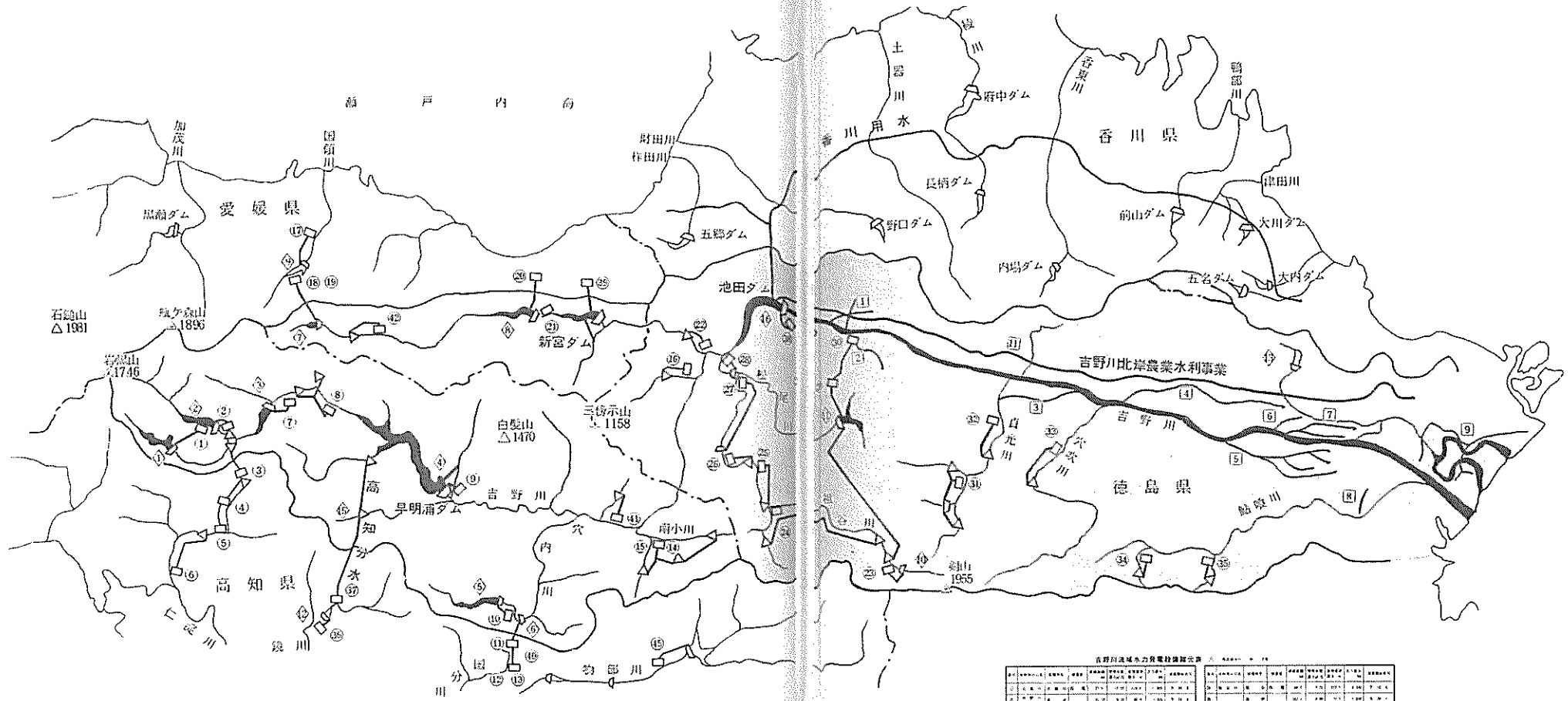
表3-26 各建設事業費負担率表 (%)

事業所	負担区分	洪水調節	かんがい用水	水道用水	工業用水	発電	計
早明浦ダム		57.53	11.82	5.02	15.91	9.72	100
池田ダム		44.9	36.0	6.84	8.56	3.7	100
新宮ダム		36.5	4.3	-	53.8	5.4	100
香川用水		-	59.6	20.604	19.796	-	100
旧吉野川河口堰		72.2	-	1.374	26.426	-	100
高知分水		-	-	45.4	31.1	23.5	100

表3-27 吉野川水系水資源開発事業の経過

事業名 新規 変更	基本計画 閣議決定 公示	実施方針 指示 公表	実施計画 認可申請 認可 公表	工 着工・完工	上務大臣	事業費 (百万円)	管理方針及規程		
							方針 指示	規程 認可申請 認可	
早明浦ダム 建設事業	新規	42.3.14	42.3.24	42.3.30	38.4~46.3	17,000	建設大臣 42.3.16	50.3.20	50.3.28
	一部 変更	45.2.25	45.7.25	45.10.31	38.4~47.3	25,000			
	〃	46.8.13	49.8.12	50.3.10	38.4~50.3	30,900			
	〃	-	52.3.29	52.4.8	38.4~53.3	(33,300) 32,800			
池田ダム 建設事業	新規	43.7.16	44.1.24	-	43.9~47.3	2,700	建設大臣 43.8.13	50.3.20	50.3.28
	一部 変更	46.8.13	45.11.11	45.12.28	43.9~49.3	4,400			
	〃	-	50.3.15	50.3.26	43.9~50.3	7,500			
香川用水 建設事業	新規	43.7.16	43.8.30	43.10.11	43.10~48.3	10,500	厚生・農林 通産大臣 43.8.13	50.3.20	50.3.28
	一部 変更	-	-	-	43.10~48.3	15,050			
旧吉野川河口 堰建設事業	新規	45.2.25	45.7.25	45.10.31	44.4~50.3	3,200	建設大臣 45.3.26	51.4.8	51.6.30
	一部 変更	-	50.3.15	50.3.26	44.4~51.3	(7,060) 6,900			
新宮ダム 建設事業	新規	45.2.25	45.7.25	45.10.31	44.4~51.3	3,400	建設大臣 45.3.26	50.3.20	50.11.1から 管理開始
	一部 変更	-	50.3.15	50.3.26	44.4~51.3	(8,650) 7,900			
高知分水 事業	新規	46.8.13	46.9.27	46.9.27	46.9~49.3	3,100	厚生・農林 通産大臣 46.8.17	53.7.3	53.7.10
	一部 変更	-	50.12.4	51.2.14	46.9~49.3	(7,190) 6,900			

注 ( )は実施方針指示変更後、更に上務省の了解を得て増額された事業費をあらわす。



用水施設

施設名	種別	完成年	内容
1	ダム	1955	加茂川
2	ダム	1955	黒崎川
3	ダム	1955	加茂川
4	ダム	1955	加茂川
5	ダム	1955	加茂川
6	ダム	1955	加茂川
7	ダム	1955	加茂川
8	ダム	1955	加茂川
9	ダム	1955	加茂川
10	ダム	1955	加茂川
11	ダム	1955	加茂川
12	ダム	1955	加茂川
13	ダム	1955	加茂川
14	ダム	1955	加茂川
15	ダム	1955	加茂川
16	ダム	1955	加茂川
17	ダム	1955	加茂川
18	ダム	1955	加茂川
19	ダム	1955	加茂川
20	ダム	1955	加茂川
21	ダム	1955	加茂川
22	ダム	1955	加茂川
23	ダム	1955	加茂川
24	ダム	1955	加茂川
25	ダム	1955	加茂川
26	ダム	1955	加茂川
27	ダム	1955	加茂川
28	ダム	1955	加茂川
29	ダム	1955	加茂川
30	ダム	1955	加茂川

吉野川流域ダム群完成表

ダム名	種別	完成年	内容
1	ダム	1955	加茂川
2	ダム	1955	黒崎川
3	ダム	1955	加茂川
4	ダム	1955	加茂川
5	ダム	1955	加茂川
6	ダム	1955	加茂川
7	ダム	1955	加茂川
8	ダム	1955	加茂川
9	ダム	1955	加茂川
10	ダム	1955	加茂川
11	ダム	1955	加茂川
12	ダム	1955	加茂川
13	ダム	1955	加茂川
14	ダム	1955	加茂川
15	ダム	1955	加茂川
16	ダム	1955	加茂川
17	ダム	1955	加茂川
18	ダム	1955	加茂川
19	ダム	1955	加茂川
20	ダム	1955	加茂川
21	ダム	1955	加茂川
22	ダム	1955	加茂川
23	ダム	1955	加茂川
24	ダム	1955	加茂川
25	ダム	1955	加茂川
26	ダム	1955	加茂川
27	ダム	1955	加茂川
28	ダム	1955	加茂川
29	ダム	1955	加茂川
30	ダム	1955	加茂川

吉野川流域水力発電設備完成表

発電所名	種別	完成年	内容
1	水力発電	1955	加茂川
2	水力発電	1955	黒崎川
3	水力発電	1955	加茂川
4	水力発電	1955	加茂川
5	水力発電	1955	加茂川
6	水力発電	1955	加茂川
7	水力発電	1955	加茂川
8	水力発電	1955	加茂川
9	水力発電	1955	加茂川
10	水力発電	1955	加茂川
11	水力発電	1955	加茂川
12	水力発電	1955	加茂川
13	水力発電	1955	加茂川
14	水力発電	1955	加茂川
15	水力発電	1955	加茂川
16	水力発電	1955	加茂川
17	水力発電	1955	加茂川
18	水力発電	1955	加茂川
19	水力発電	1955	加茂川
20	水力発電	1955	加茂川
21	水力発電	1955	加茂川
22	水力発電	1955	加茂川
23	水力発電	1955	加茂川
24	水力発電	1955	加茂川
25	水力発電	1955	加茂川
26	水力発電	1955	加茂川
27	水力発電	1955	加茂川
28	水力発電	1955	加茂川
29	水力発電	1955	加茂川
30	水力発電	1955	加茂川

図3-9 ダム・発電所及び用水施設概要図



## 1 早明浦ダム

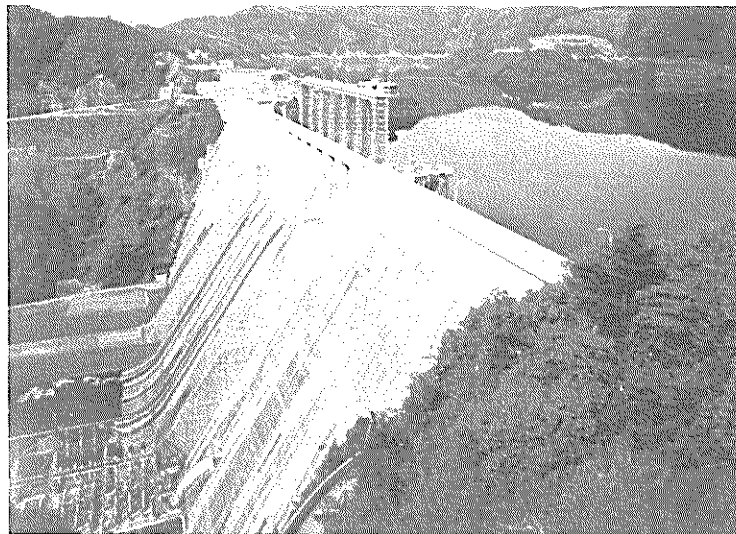
## (1) 概要

昭和41年6月の第4回吉野川開発部会で、早明浦ダムを中心とする開発計画について、水の配分ならびに費用の割振り案が建設省側から提案され、関係四県の同意を得て以来、早明浦ダム建設に関する各種の計画、方針はすべてこの案をベースとして作成された。

早明浦ダムは、建設省の手で昭和38、39年度に実施計画調査を実施し、昭和40年度から準備工事に着手、42年3月には本体工事の一部発注も行なわれた。同年4月実施計画が建設省から水資源開発公団に指示され、翌年12月コンクリートの打設が開始された。

昭和45年10月に実施計画の一部が変更され、翌昭和46年11月には第一次一部使用認可にこきつけ、湛水を開始した。順調な工事で、昭和48年3月にダム本体が完成したか、昭和47年12月初旬に漏水問題が発生し、その対策として表面取水設備を設置することになった。昭和50年3月に同施設が完成し、更に実施計画の一部が変更され、当初認可された建設事業費170億円が310億9,700万円（発電に係る部分を含む）に変更され、約12年の歳月を経て昭和50年3月に完成した。

このような経過で早明浦ダムは、昭和50年4月より管理に移行したか、昭和50年台風5号、昭和51年台風17号と2度にわたり計画高水量と同等、またはこれを上まわる大出水を受けた。この実績にかんがみ将来の管理に支障のないように対処するため、昭和52年度1,684百万円を



早明浦ダム

もって、減勢工の改造及び危険区域の家屋移転を行なうこととなり、総事業費約328億円、工期52年度末として、昭和52年3月29日事業実施方針（第3回）の変更指示を受け、同年4月8日実施計画（第3回）の変更認可を受け、現在鋭意施工中である。

## (2) 事業経過

年月日	主な事業内容
昭和37年7月14日	吉野川総合開発部会第1回部会において、吉野川総合開発計画として早明浦ダムを中核とする基本方針を確認する。
38年4月1日	建設省が早明浦ダム調査事務所を本山市に開設し、実施計画調査を開始。
40年6月22日	吉野川総合開発部会第4回部会において早明浦ダム計画の最終試案を承認。
41年7月	特定多目的ダム法に基づく早明浦ダム基本計画に四県が同意。
41年11月22日	吉野川が水資源開発水系に指定される。
42年3月14日	吉野川水系における水資源開発基本計画、閣議決定。
42年3月24日	早明浦ダム建設事業に関する事業実施方針指示（建設大臣）。
42年3月30日	早明浦ダム新築に関する事業実施計画認可（建設大臣）。
“	ダム本体工事を発注。
42年4月1日	早明浦ダム事業を建設省より水資源開発公団へ移管。
42年4月18日	早明浦ダム建設所開所式。
42年10月28日	ダム本体工事に着手。
42年12月4日	一次締切工事開始。
43年12月2日	水没三町村ダム着工同意。
43年12月9日	ダム本体の打設開始。
45年5月13日	定礎式。
45年7月25日	早明浦ダム建設事業に関する事業実施方針変更指示。
45年10月31日	早明浦ダム建設に関する事業実施計画変更認可。
46年11月18日	標高279 m以下の部分の第1次一部使用認可。翌日より湛水開始。
47年2月7日	発電について、一部使用検査合格（通産省）8,500 kw認可。
47年12月初旬	ダム漏水問題発生。
48年3月31日	ダム本体工事完成。
48年7月27日	標高325 m以下の部分の第2次一部使用認可（建設省）及び最大20,000 kw発電（通産省）認可。
48年8月3日	発電について一部使用検査合格（通産省）20,000 kw認可。
48年11月10日	竣工式。
48年12月26日	表面取水設備のため標高277.6 m以下の固定部分の第3次一部使用認可。
49年2月22日	表面取水設備のため標高295 m以下の固定部分の第4次一部使用認可。
49年7月21日	早明浦発電所42,000 kw運転開始。
49年8月12日	表面取水設備のため標高325 m以下の固定部分の第5次一部使用認可。
49年10月21日	表面取水設備のため標高325 m以下の可動部分の第6次一部使用認可。
50年1月31日	ダム本体、表面取水設備を一体とし、常時満水位標高331 m、洪水期制限水位標高329.0 m、洪水期満水位標高343 m以下とし、それぞれの水位以下の部分の第7次一部使用認可。
50年3月	完成。
50年4月1日	水資源開発公団早明浦ダム管理所発足。
50年5月13日	発電について全竣工検査合格（通産省）最大42,000 kw認可。
52年3月29日	早明浦ダム建設事業に関する事業実施方針の変更指示（第3回）
52年4月8日	早明浦ダム新築に関する事業実施計画の変更認可（第3回）。

(3) 治水

早明浦ダムの建設地点における計画高水流量4,700 m<sup>3</sup>/secのうち、2,700 m<sup>3</sup>/secの洪水調節を行ない、新設の池田ダム、新宮ダム並びに既設の柳瀬ダムの洪水調節と合せて、下流岩津地点の計画高水流量17,500 m<sup>3</sup>/secを15,000 m<sup>3</sup>/secに低減させる。

調節前及び調節後の吉野川流量配分は図3-10のとおりである。

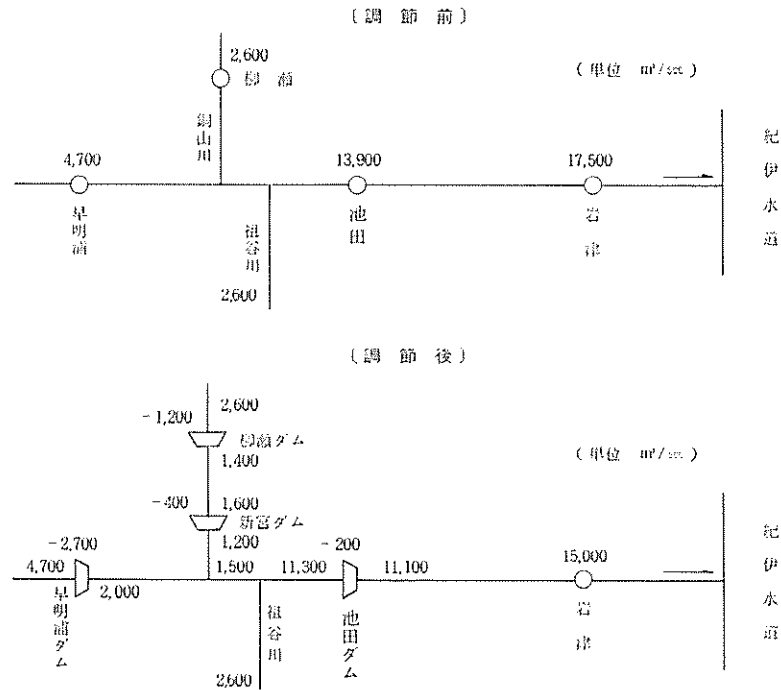


図3-10 吉野川流量配分図

早明浦ダムでは、計画高水流量4,700 m<sup>3</sup>/secのうち2,700 m<sup>3</sup>/secを調節して、2,000 m<sup>3</sup>/secを放流する。調節方法は、下流河道で被害が出はじめる800 m<sup>3</sup>/secから調節を開始し、この流量以上を一定率で貯留する方式とする。

この場合、貯水池の洪水調節容量は、洪水時制限水位329.5 mから洪水時高水位343.0 mの間9,000万m<sup>3</sup>の容量を使って調節する。(洪水期は7月1日から10月10日まで)

非越流頂	EL. 345.0 m		
洪水時高水位	EL. 343.0 m		
常時高水位	洪水調節容量 90,000,000 m <sup>3</sup>	サーチャージ容量 80,000,000 m <sup>3</sup>	
洪水時制限水位 (7月1日~10月10日)	EL. 329.5 m		
最低水位	洪水期利水及び発電容量 199,000,000 m <sup>3</sup> うち発電単独容量 26,000,000 m <sup>3</sup>	非洪水期利水及び発電容量 209,000,000 m <sup>3</sup> うち発電単独容量 36,000,000 m <sup>3</sup>	有効貯水容量 289,000,000 m <sup>3</sup> 総貯水容量 316,000,000 m <sup>3</sup>
堆砂面	EL. 268.0 m		死水量 10,000,000 m <sup>3</sup>
基礎岩盤	EL. 239.0 m		堆砂量 17,000,000 m <sup>3</sup>

図3-11 早明浦ダム容量配分図

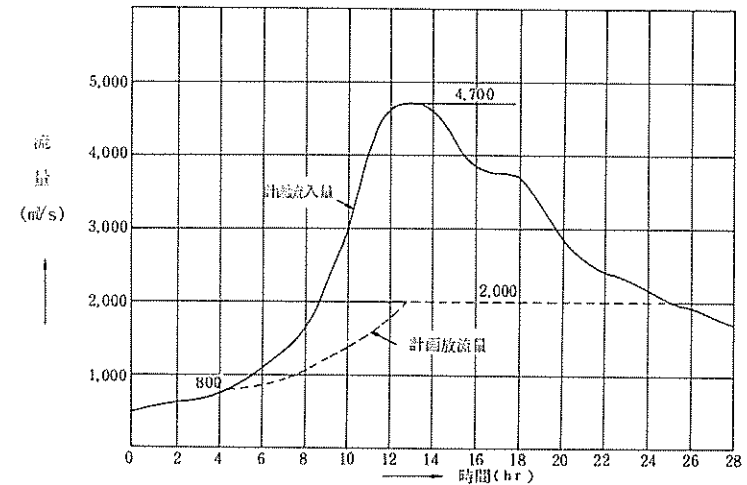


図3-12 早明浦ダム洪水調節図

(4) 利水

① 不特定かんがい等用水の確保

吉野川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、池田地点においてかんがい期最大43 m<sup>3</sup>/sec、非かんがい期15 m<sup>3</sup>/secを確保する。

② 新規用水の供給

早明浦ダムにより年間8億6,300万m<sup>3</sup>の用水を開発して、四国四県に供給する。  
現在の水利用状況を表3-28に、新規用水の県別配分量を図3-13に示す。

表3-28 吉野川の水の利用状況

		年間流出量 44億8,000万m <sup>3</sup> (池田)	
	現 状	吉野川総合開発	
既 分 水	5億7,000万m <sup>3</sup>	5億7,000万m <sup>3</sup>	
得 不特定用水	7億7,200万m <sup>3</sup>	7億7,200万m <sup>3</sup>	
新規開発用水	-	8億6,300万m <sup>3</sup>	
計	13億4,200万m <sup>3</sup>	22億 500万m <sup>3</sup>	
利 用 率	30%	50%	

② 昭和23年～昭和32年データによる。

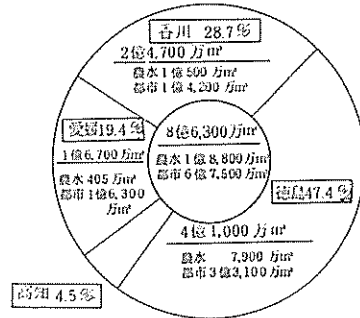


図3-13 新規用水の4県配分

③ 発電

早明浦ダム左岸側に発電所を新設して、最大出力42,000KWの発電を行なう。

表3-29 早明浦ダム諸元

タ ム		貯 水 池	
河川名	吉野川水系吉野川	湛水面積	7.5 km <sup>2</sup>
位 置	左 岸 高知県長岡郡本山町 吉野	洪水時満水位	EL 343 m
		常時満水位	EL 331 m
	右 岸 高知県土佐郡土佐町 中島	低 水 位	EL 275 m
		ダム天端	EL 345 m
集水面積	472 km <sup>2</sup> (直接 417 km <sup>2</sup> 間接 55 km <sup>2</sup> )	有効水深	68 m
		総貯水容量	316,000,000 m <sup>3</sup>
		有効貯水容量	289,000,000 m <sup>3</sup>
地 質	石英石礫片岩	堆 砂 量	17,000,000 m <sup>3</sup>
		死 水 量	10,000,000 m <sup>3</sup>
型 式	重力式コンクリートダム	洪水調節容量	90,000,000 m <sup>3</sup>
堤 高	106 m	発電容量	26,000,000 (36,000,000) m <sup>3</sup>
堤頂長	400 m	利水容量	173,000,000 m <sup>3</sup>
堤体積	1,187,000 m <sup>3</sup>	計画高水流量	4,700 m <sup>3</sup> /sec
堤頂幅	62 m	計画放流量	2,000 m <sup>3</sup> /sec
		調節流量	2,700 m <sup>3</sup> /sec

② 発電容量の( )は非洪水期の値を示す。

利 水 用	放 流 設 備		水 没 ・ 補 償		
	型 式	ホロージェットバルブ	水没戸数	一 般	356 世帯
門 数	2 条		公 共	56 棟	
流 量	140 m <sup>3</sup> /sec		田	20.1 ha	
位 置	中心EL 262 m		畑	107.5 ha	
洪 水 調 節 用	型 式	ローラーゲート (クレスト)	土 地	宅 地	12.6 ha
	門 数	6 門		山 林	612.8 ha
流 量	調節時	2,000 m <sup>3</sup> /sec	原 野	7.0 ha	
	異常洪水時	6,000 m <sup>3</sup> /sec	草 生 地	10.4 ha	
位 置	敷高EL 325 m		蕎 麦 地	1.6 ha	
ゲ ー ト	高18.8m×幅10.4m		そ の 他	-	
発 電	最大使用水量	65 m <sup>3</sup> /sec	道 路	県道付替	23.7 km
	有効落差	76.0 m		町村林道付替	38.8 km
	最大電力	42,000 KW		橋 梁	22 橋
電 力	年間発電量	129,000 MWH	工 期		
			昭和38 / 4月～昭和53 / 3月		

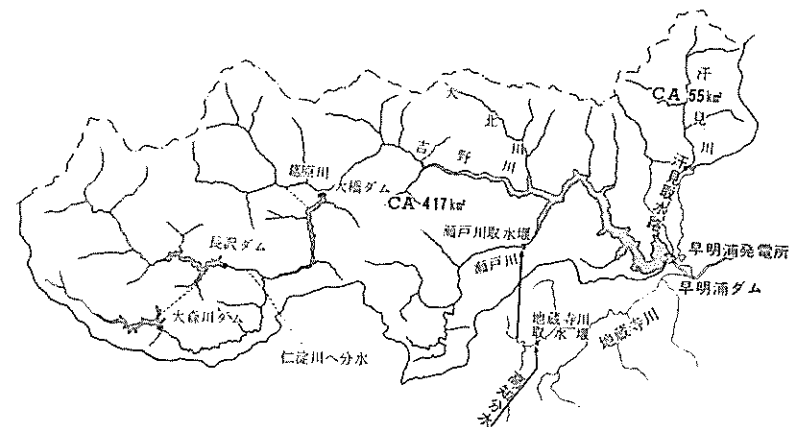


図3-14 早明浦ダム位置図及び流域図

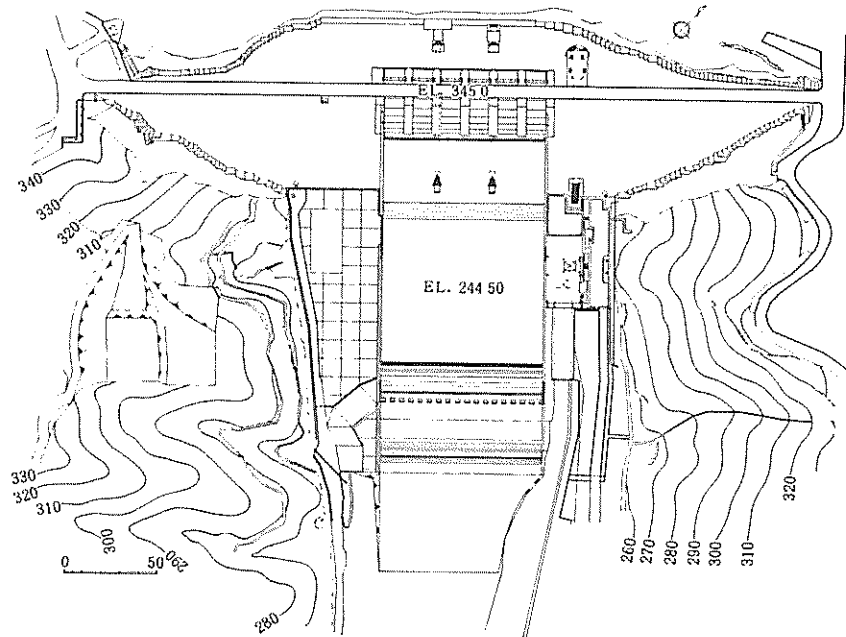


図3-15 早明浦ダム平面図

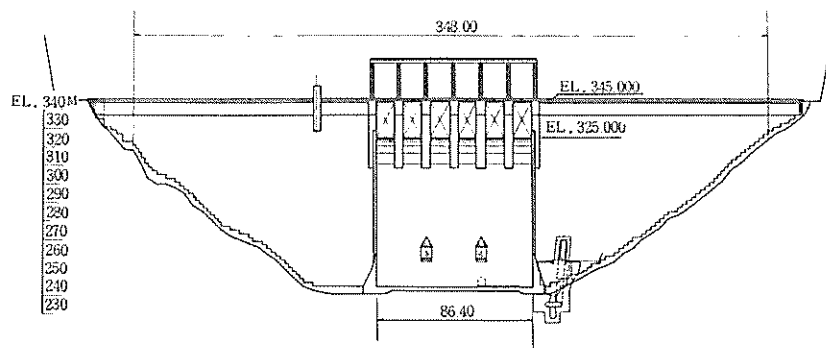


図3-16 早明浦ダム正面図(下流側)

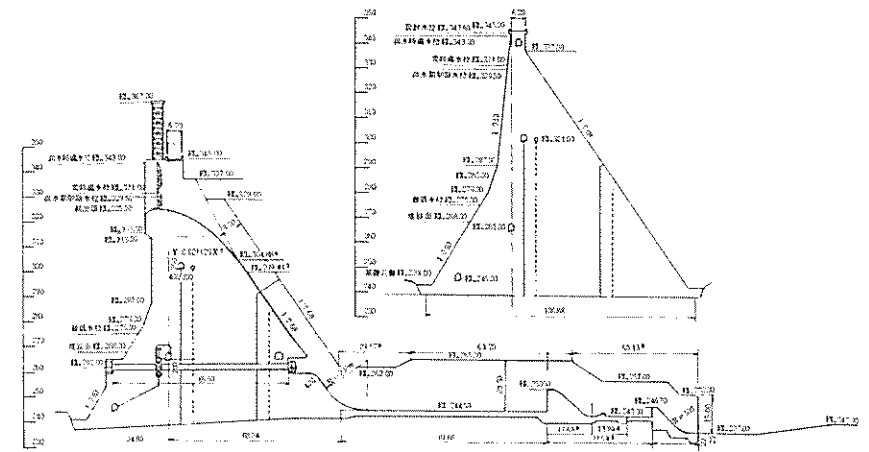


図3-17 早明浦ダム標準断面図

## 2 池田ダム

### (1) 概要

池田ダムは、吉野川総合開発計画の一環として、洪水調節、流水の正常な機能の維持、香川用水及び吉野川北岸用水に必要な取水位の確保及び発電を目的とする多目的ダムである。

昭和27年9月27日の第3回電源開発調整審議会で、吉野川水系が電源開発の調査河川に指定された。その調査結果に基づき、昭和36年5月30日の第31回電源開発調整審議会で、吉野川第1発電所(池田ダム、最大出力20,000KW)および吉野川第2発電所(小歩危ダム、最大出力65,000KW)が、着工準備地点として指定された。

ところがその後の検討の結果、補償問題から吉野川第1発電所の取水位を下げざるを得なくなり、昭和41年12月16日の第44回電源開発調整審議会で、電源開発の基本計画が変更され、吉野川第1発電所は、満水位E L 89.5 m、有効容量340万 $m^3$ 、最大使用水量90 $m^3/sec$ 、最大出力10,000KW、吉野川第2発電所は、最大出力75,000 KWに改められた。

その後、吉野川総合開発計画がまとめられ、昭和43年7月16日閣議決定された吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更に伴い池田ダムは多目的ダムとなり、事業主体も電源開発から、水資源開発公団へと移行、公団では同年9月に現地池田町に調査所を設置し、直ちに実施計画調査に入った。この時点での「池田ダム建設事業に関する事業実施方針」では、堤高24m、有効貯水容量770万 $m^3$ (吉野川第2発電所の逆調整池容量330万 $m^3$ を含む)洪水時満水位E L 92.6 mの重力式コンクリートダムで、洪水調節、流水の正常な機能の維持、香川用水の

264 第3章 吉野川総合開発の経過

取水位の確保及び発電(最大出力10,000KW)を目的とした多目的ダムであった。その後、吉野川第2発電所～小歩危ダム(堤高54mアーチ重力式コンクリートダム)が地元山城町をはじめとする地域住民が景勝地大歩危の水没に強く反対したため、小歩危ダムの建設計画は中止となった。

その結果、池田ダムについても昭和45年11月17日実施方針の変更が行なわれ、ダムの規模は堤高24m、有効貯水容量440万m<sup>3</sup>、洪水時満水位EL90.7mの重力式コンクリートダムとなり、洪水調節、流水の正常な機能の維持、香川用水の取水位確保及び発電(最大出力8,000kW)のほか、新しく追加された吉野川北岸用水の取水位の確保を目的とした多目的ダムに変更された。

その後、発電については、事業主体が電源開発から四国電力に移行し、その規模も、昭和46年9月15日第56回電源開発調整審議会における昭和46年度電源開発基本計画の変更により池田発電所の最大出力5,000KW、最大使用水量62m<sup>3</sup>/secと改められた。

当初、実施計画認可の時点では、建設事業費約27億円で昭和45年11月着工されたが、昭和48年右岸に地すべりが発生したため調査工事を行なわれて徹底的に原因が究明され、この対策工事のために工期が1年遅延した。

これにより工事実施計画の一部を変更、物価上昇の影響を受けて建設事業費は75億円(事業費はどれも発電に係る部分を含む)になったが、その後工事は順調に進み、昭和50年3月完工した。

(2) 事業経過

年月日	主な事業内容
昭和43年7月16日	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更について閣議決定(池田ダム追加)。
43年9月1日	水資源開発公団池田ダム調査所設置。
44年1月24日	池田ダム建設事業に関する事業実施方針の指示。
44年6月1日	水資源開発公団池田ダム調査所を建設所に改組。
45年11月11日	池田ダム建設事業に関する事業実施方針の変更指示。
45年12月28日	池田ダム新築に関する事業実施計画認可。
46年8月12日	補償基準提示。
46年8月13日	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更について閣議決定(高知分水追加及び池田ダム変更)。
46年10月5日	池田ダム仮設備工事発注。
46年12月24日	仮設、本体工事の事前着工に同意調印。
46年12月30日	公共、一般補償基準妥結調印。
47年1月11日	池田ダム建設工事及び池田ダム放水設備製作据付工事発注。
47年6月17日	定礎式。
47年10月2日	第1次一部使用検査(左岸部)合格、10月9日左岸締切撤去完了。
47年11月4日	漁業補償協定書調印(吉野川漁業組合連合会)。
47年11月20日	漁業補償協定書調印(嶺北漁業組合)。
48年1月23日	吉野川下流13箇所との漁業補償妥結調印式。
48年3月17日	地すべり発生。

48年7月2日	2次地すべり発生。
49年1月18日	発電所コンクリート打設開始。
49年4月30日	第2次一部使用検査(右岸部)合格。5月22日右岸部仮締切撤去を完了。
49年5月29日	北岸農業用水通水式。
49年5月30日	香川用水通水式。
49年9月9日	池田地点において台風18号によるピーク流量12,000 m <sup>3</sup> /secを記録した。
50年2月26日	第3次一部使用検査合格。
50年3月5日	湛水開始。
50年3月16日	池田ダム建設事業に関する事業実施方針の変更指示(第2回変更)。
50年3月22日	池田ダム新築(変更)認可。
50年3月29日	池田ダム竣工式。
50年4月1日	水資源開発公団の池田総合管理所発足。
50年10月27日	発電について全竣工検査合格(四国通産局)最大5,000kw認可。

(3) 治水

池田ダムにおける洪水調節は、計画高水流量11,300 m<sup>3</sup>/secのうち、200 m<sup>3</sup>/secの洪水調節を行ない、柳瀬ダム、早明浦ダム及び新宮ダムによる洪水調節とあわせて、下流の高水流量を低減させるものである。

このため、標高87.5 mから洪水時満水位標高90.7 mの間440万m<sup>3</sup>を洪水調節容量として確保する。

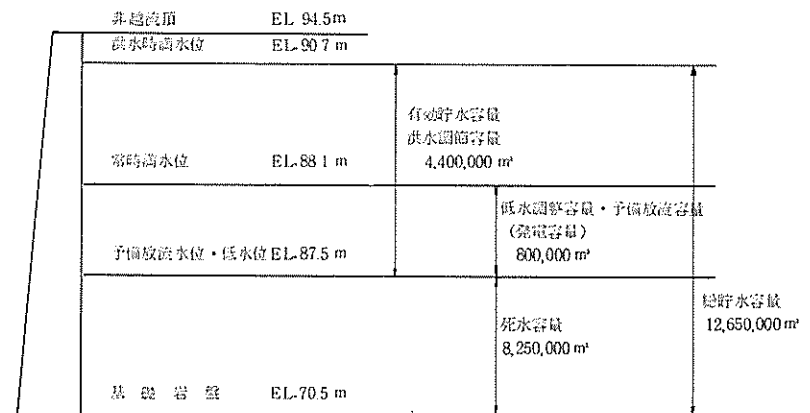


図3-18 池田ダム容量配分図

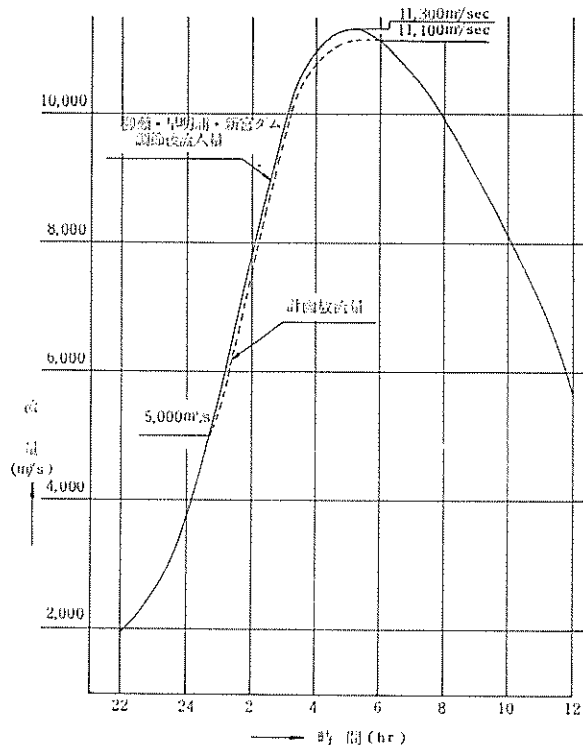


図3-19 池田ダム洪水調節図

4) 利水

① 香川用水

早明浦ダムにより新たに確保された水量を池田ダムで調節し、ダム上流左岸の香川用水取水施設から取水する。

② 吉野川北岸用水

吉野川中下流部の既得用水の一部と早明浦ダムにより新たに確保された水量を併せて、池田ダムで調整し、ダム直上流の吉野川北岸用水取水口から取水する。

香川用水及び吉野川北岸用水の取水は池田ダム上流左岸においておこなうが、池田ダムでは取水に必要な水位として、低水位E.L.87.5mを確保する。

各用水の内訳は表3-30のとおりである。

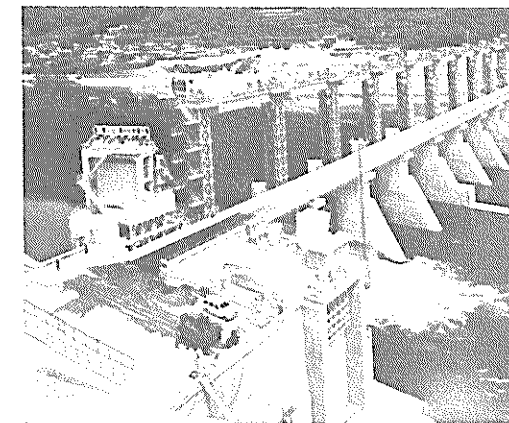
表3-30 池田ダムからの取水量

		単位 (m³/sec)	
香川用水	かんがい期	平均 8.0	平均 12.5
	非かんがい期	平均 1.0	平均 5.5
吉野川北岸用水	かんがい期	平均 8.83	平均 8.83
	非かんがい期	平均 0.74	平均 0.74

③ 発電

ダム建設にあわせて、四国電力(株)は池田ダム地点に池田発電所を新設し、標高87.5 m以上の容量800,000 m³を利用して最大出力5,000 KWの発電を行なう。

なお、発電は、洪水調節、低水流量調整、香川用水及び吉野川北岸用水に支障を与えない範囲内で行なう。



池田ダム

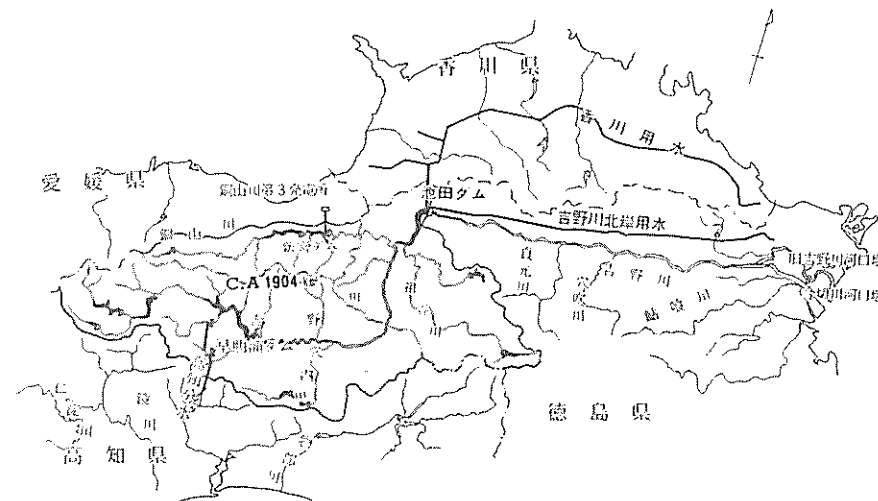


図3-20 池田ダム位置及び流域図

表3-31 池田ダム諸元

ダ ム		貯 水 池	
河川名	吉野川水系吉野川	湛水面積	1.44 km <sup>2</sup>
位 置	左岸 徳島県三好郡池田町 西山	洪水時満水位	EL 90.7 m
		常時満水位	EL 88.1 m
	右岸 徳島県三好郡池田町 ウエノ	低水位	EL 87.5 m
		ダム天端	EL 94.5 m
		有効水深	3.2 m
集水面積	1.904 km <sup>2</sup>	総貯水容量	12,650,000 m <sup>3</sup>
地 質	和泉砂岩層	有効貯水容量	4,400,000 m <sup>3</sup>
型 式	重力式コンクリートダム	堆 砂 量	8,250,000 m <sup>3</sup>
堤 高	24 m	洪水調節容量	4,400,000 m <sup>3</sup>
堤頂長	247 m	発 電 容 量 (利水容量)	800,000 m <sup>3</sup>
堤体積	53,700 m <sup>3</sup>	計画高水流量	11,300 m <sup>3</sup> /sec
堤頂幅	2 m	計画放流量	11,100 m <sup>3</sup> /sec
		調節流量	200 m <sup>3</sup> /sec

放 流 設 備		水 没 ・ 補 償	
利水用	型 式	-	水 没 戸 数 一般水没2戸 揚屋等51戸 公共 - 棟
	門 数	-	
	流 量	-	
	位 置	-	
洪水調節用	型 式	ローラーゲート (クレスト)	土 地 田 120 ha 畑 2.0 ha 宅 地 0.5 ha 山 林 38 ha 原 野 6 ha 草 生 地 - 募 地 - そ の 他 -
	門 数	9門	
	流 量	調節時 11,100 m <sup>3</sup> /sec 設計洪水時 14,200 m <sup>3</sup> /sec 異常洪水時 17,000 m <sup>3</sup> /sec	
	位 置	堰高EL77(82)m	
	ゲ ー ト	高13.7m×幅15.0m×7門 8.7m× 15.0 ×2門	
発 電	最大使用水量	62 m <sup>3</sup> /sec	道 路 県道付替 - 町村林道付替 - 工 期 昭和43 / 9月～昭和50 / 3月
	有効落差	10.62 m	
	最大電力	5,000 kW	
	年間発電量	30,395 MWh	

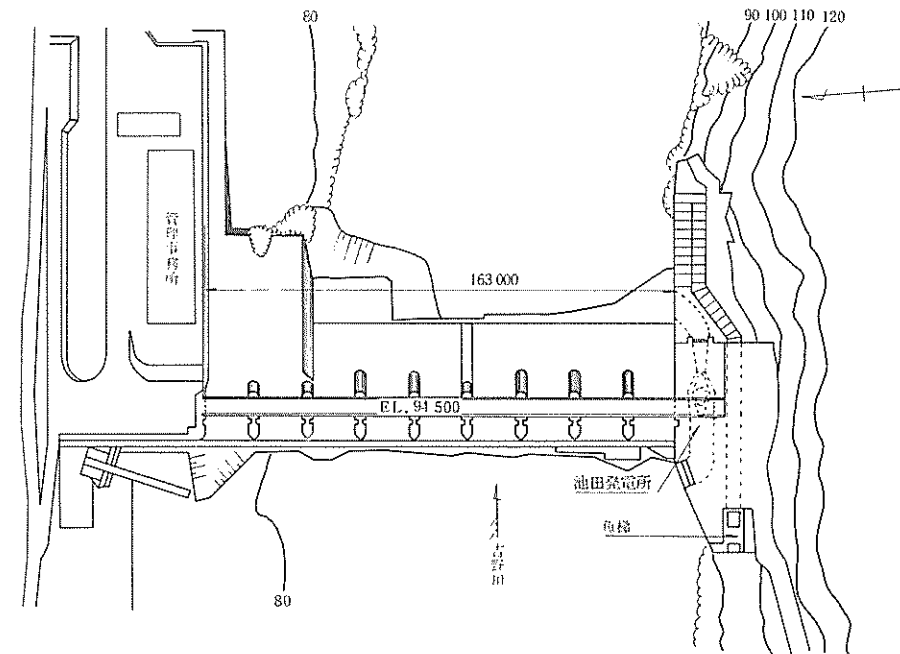


図3-21 池田ダム平面図

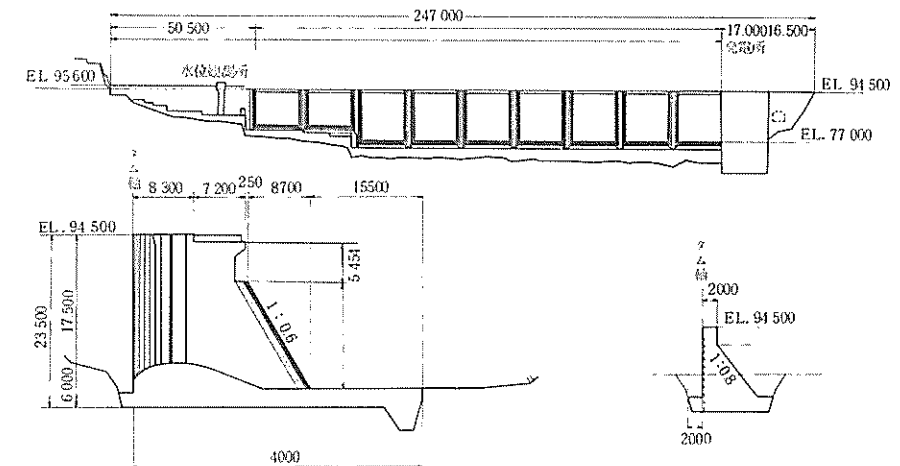


図3-22 池田ダム上流面・標準断面図

### 3 香川用水

#### (1) 概要

香川用水事業は、吉野川総合開発計画の中核となる早明浦ダムによって、生み出される年間8億6,300万 $m^3$ の水の中から、香川県に分水される年間2億4,700万 $m^3$ を農業用水、都市用水として利用するものである。これらによって香川県の水不足を抜本的に解消し、農業の近代化産業基盤の強化発達、生活環境の整備を図るものである。

香川県は瀬戸内海特有の温かな気候に恵まれ、耕地の開発も県総面積の30.8%（全国平均は14%）を占め、産業立地の条件にも恵まれながら水の不足のため農業その他産業の発展が著しく阻害されてきた。

すなわち、四国の南部で年間3,000mm以上の降雨があるのに対し、瀬戸内側では1,100mm内外の降雨しかなく、しかも各河川は俗に「鉄砲水」といわれ、一度降雨があれば、たちまち河川は増水するか、短期間に流れかなくなり、旱天時には河川が全く枯渇する状況であった。従って古来から用水確保のために多大の努力が払われ、2万カ所を数える溜池が築造されている。この溜池によってまかなわれるかんがい用水は、全体の70%に達し、全国平均の溜池の依存率18%に比べて、香川県は全国的にもまれな高い依存率となっている。

このような、水資源確保への努力は戦後一段と力強く進められ、溜池から多目的ダムの建設へと移行し、その結果、溜池、ダムの貯水量は合わせて約1億3,500万 $m^3$ となった。このように水需要の増大に対して、県内の水資源はほとんど開発されたといえてよく、将来の水需要の対応策として吉野川からの分水に最も大きな期待がかけられていた。

香川用水は、池田ダム上流左岸に取水施設を設けて、これにより、かんがい用水及び都市用水合わせて、かんがい期平均12.5 $m^3/sec$ (最大15.8 $m^3/sec$ )、非かんがい期平均5.5 $m^3/sec$ (最大6.0 $m^3/sec$ )を取水する。この用水は、阿讃山脈を貫く8kmの導水トンネルで香川県財田町財田中に導き、これから東西に延びる幹線水路によって、末端を東部は大川郡白鳥町宮奥池付近まで(延長約74km)、西部は三豊郡豊浜町姥カ横池付近まで(延長約13km)導くものである。

これら水路のうち、取水施設と導水トンネル及び東部幹線の財田町から高松市古川までの約35kmの区間と高瀬支線の上流部は都市用水との共用施設として多目的に使用され、その他の区間は農業用水の専用である。

幹線水路からの分水は、およそ170地点で行なわれ、農業用水はさらに支線水路によって水田25,100ha、樹園地5,600haに供給され、都市用水はそれぞれ専用施設を経て、県内5市16町約70万人を対象にした水道用水と、高松地区をはじめ観音寺・詫間、坂出・丸亀地区の工業地帯に工業用水を供給する。

幹線水路は、共用区間を水資源公団事業、農業専用区間を国営、末端支線水路は規模に応じて県営または団体営土地改良事業として実施された。

共用区間は、当初認可実施計画では、建設事業費は約105億円で、昭和43年10月着工されたが、取水施設の取水位、幹支線水路、かんがい受益区域等、工事実施計画の変更及び建設資材、

労務費の値上がり等の影響を受けて150億5千万円に増額され、昭和50年3月に完成した。

農業専用区間(国営)は当初事業費約75億円で昭和43年10月着工、一部工種や原形復旧工法の変更及び資材、労務費の値上りの影響を受け、事業費は137億円に増額されたが、51年度末までに西部幹線及び高瀬支線、和田支線は完成、東部幹線も約76%完成する予定である。完成区間では、昭和50年から一部通水が行なわれ、末端の県管区間も当初事業費52億9千万円で昭和46年着工し、現在建設中である。

#### (2) 事業経過

年月日	主な事業内容
明治38年 昭和13年	香川県が吉野川からの分水を構想し、池田町から琴平町にかけて測量を実施。内務省が河水統制事業として、吉野川の調査を実施。香川用水が論議されるようになった。
25年	安本案に続いて各種総合開発案が発表されたが調整が難航。
28年	農林省が調整試案に基づく岩戸ダムの調査及び香川用水関係の現況調査を開始。
29	建設省が岩戸ダムの調査開始。
30	香川県が吉野川導水研究会を設立し、調査体制をつくる。
33	池田分水方式による幹線水路の検討を独自の立場で調査開始。
35~36年	建設省の調整によって分水地点は池田ダム地点となり、農林省もこれに協力して導水計画調査を行なう。
37年	香川県の吉野川導水研究会を水資源開発研究会に改組。
41年4月	農林省は池田ダム分水による香川用水地区を大規模土地改良事業として調査再開。
41年6月	香川用水建設期成会が発足し、引続き翌年12月までに地区期成会、市町村期成会が結成され、全県一致の体制固まる。
42年4月	香川県が香川用水調査事務所を設立。
42年8~9月	高松地方干ばつにより、水道水取事情悪化のため、強度の制限給水実施。
42年9月	農林省、香川用水事業計画をとりまとめ、昭和43年後半着工を目標に10月から全体実施設計に入る。
43年7月16日	吉野川水系における水資源開発基本計画の変更、閣議決定。
43年8月1日	水資源開発公団香川用水調査所設置。
43年8月30日	香川用水建設事業に関する事業実施方針指示(厚生、農林、通産大臣)。
43年10月1日	農林省香川用水農業水利事務所開設。
"	水資源開発公団香川用水建設所発足。
43年10月11日	香川用水新案に関する事業実施計画認可(厚生、農林、通産大臣)。
43年10月24日	香川用水起工式。
44年3月26日	県営の水道用水供給事業認可(厚生大臣)、香川用水調査事務所を閉所。
44年4月1日	香川県が水道局を新設、同局の建設事務所を府中に設置。農林部に香川用水課を設置。
44年9月26日	導水トンネル下口工区発注。
45年3月27日	管理所庁舎竣功。
46年10月6日	導水トンネル上口工区発注。
46年10月16日	東西分水工発注(農林省、香川県よりの委託工事)。
46年12月1日	吉野川商運と事前着工に関する覚書調印。
47年5月11日	県管申請地区工業用水道事業の届出承認。(通産大臣)
47年9月6日	導水トンネル上口工区掘削完了式(RTMによる掘削5,032m)。



年月日	主な事業内容
47年11月4日	吉野川漁漁との商業補償妥結調印式。
48年1月23日	吉野川下流部、13商業組合との商業補償妥結調印式。
48年2月19日	導水トンネル貫通式。
48年8月13日	高松市緊急通水開始(香川用水の一部区間を利用し9月11日まで約30万m <sup>3</sup> 送水)。
49年5月30日	香川用水通水式。
49年6月1日	県水道局建設事務所を県営水道管理事務所に改称。
49年6月2日	暫定通水開始。
49年7月18日	県水道局の西部・中部・綾川3浄水場の送水式。
49年8月1日	香川県営広域水道の給水開始。
50年4月1日	香川用水管理所発足。本格通水開始。
50年6月1日	水道用水暫定通水開始。
50年11月27日	県水道局の東部浄水場送水式。

(3) 用水計画

吉野川から香川県に導水利用される農業用水は30,700 haの水田、畑地をかんかいし、工業用水は表3-32に示す工業開発3地区に供給し、また水道用水は5市16町を対象に広域的な用水供給を行なう。

用水供給計画は表3-32のとおりである。

表3-32 香川用水供給計画

区分	供給対象	供給水量	付記
農業用水	水田 25,100 ha 畑地 5,600 ha 計 30,700 ha	年間 1億500万m <sup>3</sup>	溜池開田を含む反当平均補給水量 田……………270m <sup>3</sup> 畑……………660m <sup>3</sup>
工業用水	観音寺・沼間地区 坂出・丸亀地区 高松地区 工場敷地面積 2,050 ha (620万坪)	日量 約216万m <sup>3</sup> (年量 7,900万m <sup>3</sup> )	1ha当り平均使用水量 現況 90m <sup>3</sup> /日 計画 250m <sup>3</sup> /日 (県内水源の供給を含む)
水道用水	5市16町 想定給水人口69万人	日量(平均)約173万m <sup>3</sup> (年量 6,300万m <sup>3</sup> )	給水普及率 86% 一日一人最大給水量 450ℓ (全地区平均)

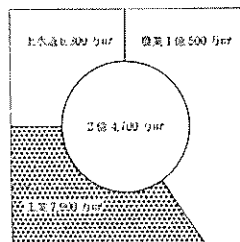


図3-23 香川用水別年間導入水量

表3-33 香川用水諸元

施設区分	取水位及び通水量	工種と延長		
		フルフォーム開水 (m)	舗装開水路 (m)	
共用区間	取水工	取水位 87.5 m 取水量(最大) 15.8 m <sup>3</sup> /sec 取水口 B 6.3 m × 2 連		
	導水管線	通水量(最大) 15.8 m <sup>3</sup> /sec		
	東西分水工	東部(最大) 14.3 m <sup>3</sup> /sec 西部(最大) 1.5 m <sup>3</sup> /sec		
	東部幹線	通水量 14.3 ~ 6.6 m <sup>3</sup> /sec	6,434.20	2,279.62
	高瀬支線	通水量(最大) 2.23 m <sup>3</sup> /sec		
	計		6,434.20	2,279.62
農業専用区間	東部幹線	通水量 4.5 ~ 0.2 m <sup>3</sup> /sec	4,479	
	西部幹線	通水量 1.5 ~ 1.0 m <sup>3</sup> /sec	1,066	
	高瀬支線	通水量 1.33 ~ 0.78 m <sup>3</sup> /sec	72	
	和田支線	通水量 0.35 m <sup>3</sup> /sec		
	計		5,617	

	工種と延長					
	水路橋 (m)	チェック等 (m)	トンネル及び暗渠 (m)	サイフォン及び管きょ (m)	計 (m)	分水工 (カ所)
共用区間	37.20	64.25			64.25	
			8,000.50		8,037.70	
		119.75			119.75	
	98.00	370.47	17,159.48	8,328.33	34,670.10	60
		48.00	1,127.62	2,699.96	3,875.58	5
	135.20	602.47	26,287.60	11,028.29	46,767.38	65
農業専用区間			7,660	25,941	38,080	66
			6,838	1,630	9,534	22
			1,191	6,086	7,349	20
				3,286	3,286	6
			15,689	36,943	58,249	114

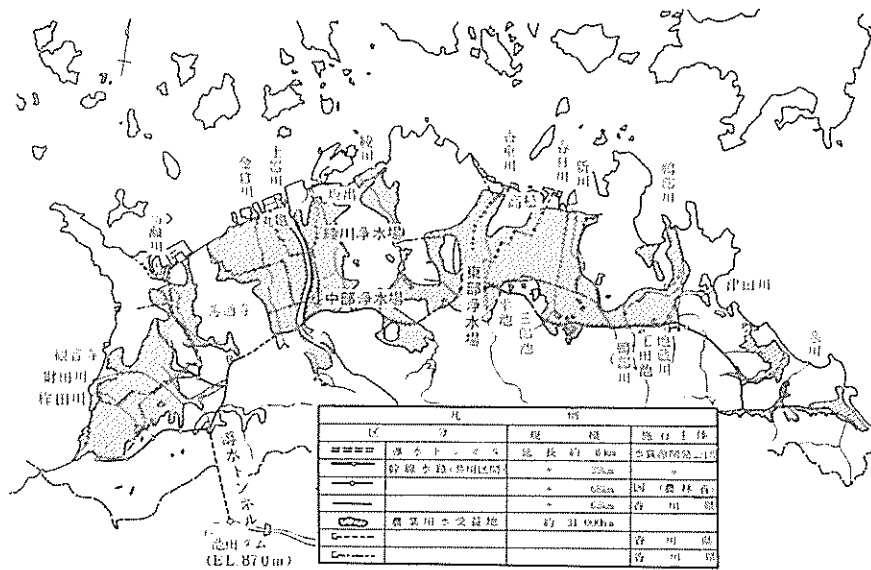
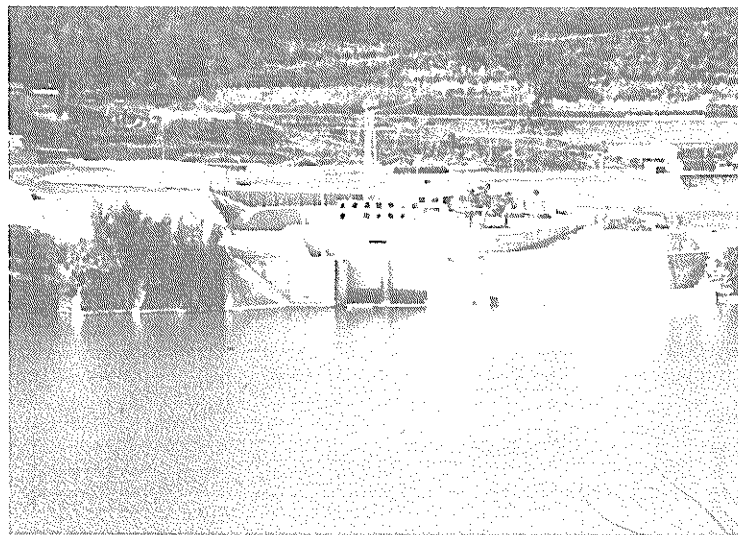
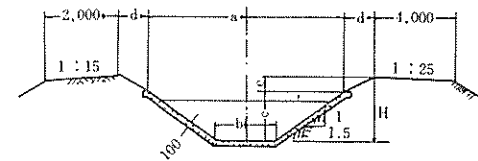


図3-24 香川用水事業一般図



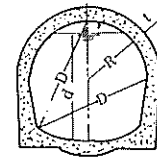
香川用水取水工(対岸より望む)

開水路標準横断面図



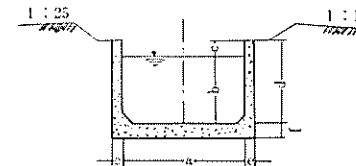
路線	開水路寸法表									
	Q	S	V	a	b	c	d	e	f	H=c+e
	m <sup>3</sup> /sec		m/sec	m	m	m	m	m	m	m
東部幹線	95	1/3,500	1.173	8.10	1.60	2.10	0.975	0.45	0.30	2.55
	66	1/3,500	1.044	7.25	1.55	1.90	0.975	0.45	0.30	2.35

トンネル標準断面図



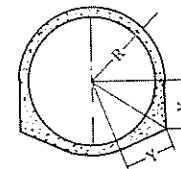
路線	トンネル寸法表					
	Q	S	V	D	d	t
	m <sup>3</sup> /sec		m/sec	m	m	m
導水トンネル	15.8	1/1,915	1.76	3.50	2.91	0.41
東部幹線	14.3	1/2,100	1.63	3.50	2.76	0.41
	6.6	1/2,000	1.367	2.60	2.02	0.34
高瀬支線	2.5	1/1,100	1.36	2.50	1.30	0.30

フリーム型水路標準断面図

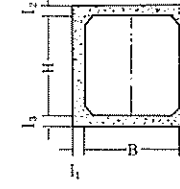


路線	フリーム寸法表							
	Q	S	V	a	b	c	e	f
	m <sup>3</sup> /sec		m/sec	m	m	m	m	m
東部幹線	14.3	1/3,500	1.264	4.20	2.70	0.60	0.30	0.35
	6.6	1/2,500	1.181	3.10	1.81	0.45	0.25	0.30

円形サイホン標準断面図



箱形サイホン標準断面図



路線	サイホン寸法表									
	Q	S	V	R	B=H	l <sub>1</sub>	l <sub>2</sub>	l <sub>3</sub>	Y	
	m <sup>3</sup> /sec		m/sec	m	m	m	m	m	m	
円形サイホン	14.3	1/1,050	1.78	1.60	-	0.35	-	-	1.30	
東部幹線	6.6	1/840	1.59	1.15	-	0.25	-	-	0.93	
箱形サイホン	14.3	1/930	1.77	-	2.85	0.30	0.30	0.35	-	
東部幹線	9.0	1/840	1.643	-	2.35	0.25	0.25	0.30	-	

図3-25 香川用水水路標準断面図

## 4 旧吉野川河口堰

### (1) 概要

旧吉野川は、吉野川河口から15kmさかのぼった板野郡上板町六条の左岸堤防に設けられた第十樋門から分派され、阿叢山脈より流下する宮川内谷川、黒谷川、大坂谷川、富の谷川、板東谷川、樋殿谷川を加え、吉野川北岸の平野を東流し、板野郡北島町高房三つ台堰で右派今切川を分派し、両川共蛇行しつつ、松茂町広島において接近し、鍋川により連絡、さらに大谷川、大代谷川を加え、紀伊水道にそそぐ緩やかな勾配を持つ河川である。

旧吉野川の流域面積は234 km<sup>2</sup>、流路延長24kmで著しく蛇行し、河川勾配は上流部で1/2500、中流部で1/8000である。また、今切川の流路延長は11kmである。

本川は吉野川の旧河道であったが、寛文12年（1671年）阿波藩主蜂須賀侯は、城内に水を引き、舟運を目的として別宮川を開削したところ、洪水のたびに河積が拡大し、やがて別宮川が本流と化した、と言われている。その後、旧吉野川流域は、流量の減少とあいまって塩害が増加し、沿岸各村の農作物の被害は目にあまるものがあった。そこで各町村の嘆願により宝暦2年（1752年）第十堰の原型が築造されるにいたった。その後、第十堰は幾度も改築され、内務省の吉野川改修工事によって現在のものが出来上がった。

一方、第十樋門の設置は、テレーケの指導によるもので、第十堰の改築・第十樋門の新築により吉野川と分離され、昭和6年旧吉野川となった。

第十樋門より蛇行しなから流下する旧吉野川は、約12.7 km下ったところで「三つ合堰」にいたる。三つ合堰は旧吉野川、今切川の分岐点であり、旧吉野川の右岸に平行し、今切川の流入を阻止するように突出した背割堤状の狭長な島である。その東端寄りに約20mの船道があり、平水量以下の流入は大部分この箇所より今切川に流入しており、その分流割合は、昔は旧吉野川対今切川は3対7であったと言われているが、現在では4対6程度である。

「三つ合堰」の発生は、流域農民の水争いの結果であった。昭和5年夏、早天が続き吉野川の流量は極度に減少し、塩水は遡上し、塩害の発生がさげられぬ状況であった。大津・松茂の農民はついに石材を高載した船を「三つ合堰」に結集し河中に投じた。これに対し今切川農民は、この石材の撤去を知事に陳情した。これを機会として対策委員会が設置され旧吉野川沿岸農業水利改良事業として、今切川潮止樋門、旧吉野川潮止樋門、鍋川舟通工を施工することとなったのである。

今切川潮止樋門 着工 昭和10年4月  
完成 昭和11年12月

旧吉野川潮止樋門 着工 昭和12年3月  
完成 昭和24年10月（鍋川舟通工含む）

この両樋門の完成により、永年の水争い・塩害という二大禍根は除去され、かんがい用水は豊富になり、食糧の確保、増産となったのである。

しかし、昭和21年12月21日早朝に起こった南海地震は、各方面に基大な被害を与えた。徳島測候所の調べでは、最大振幅南北27,000 ミクロン、東西26,000 ミクロン、周期南北2.3秒、東西2.0秒、震度5の強震であった。沿岸地方には津波が発生し、老朽家屋・煙突・不安定な燈籠・墓石が倒壊し、地割れが発生した。沖積層地帯である本川流域は、地盤変動が発生し、沈下量は0.2～0.7 mであった。この地盤沈下により流域では、排水不良、塩水の被害が発生しさらに潮止樋門においては約60cmの沈下が生じた。これにより基礎部分が破損し、下流潮位が高い場合は、逆流により淡水域の塩分濃度の上昇をきたしたため、これらの塩害に対して、地盤変動対策事業等が施工された。

さて、吉野川河口堰建設事業は昭和45年2月25日「吉野川水系における水資源開発基本計画

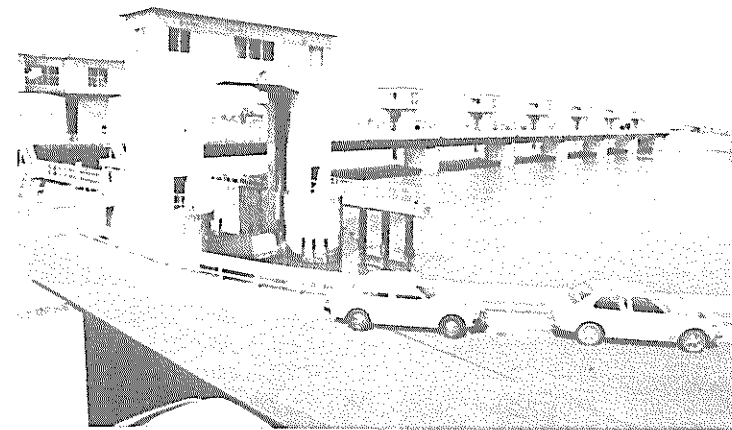
の一部変更」、閣議決定にともない同年7月25日「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施方針」指示、同年10月31日「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施計画」認可となり、ここに水資源開発公団が事業主体となり、推進することとなった。

本事業は洪水の防御、流水の正常な機能の維持、及び都市用水の取水の3つの目的を有する多目的ダムである。

即ち、洪水防御としては旧吉野川の河川改修と相まって、本事業により、計画高水流量、旧吉野川河口堰で850 m<sup>3</sup>/sec、今切川河口堰で950 m<sup>3</sup>/secの疎通を図るものである。

また、旧吉野川及び今切川両河口堰によって海水の遡上を防止し、流水の正常な機能を維持するものである。更に、この両堰により徳島県の都市用水の取水についてその導水距離を短縮し、事業の合理化を図らんとするものである。

このため、旧吉野川河口堰及び今切川河口堰を新設し、洪水時には門扉をすみやかに開扉して、洪水の疎通を図り、平常時には堰上流水位、河川流量及び河口潮位などの状況に応じ門扉を操作し、海水の遡上を防止し、流水の正常な機能を維持するものである。



今切川河口堰

## (2) 事業経過

年月日	主な事業内容
昭和11年	今切川潮止樋門完成(県営)。
23年	旧吉野川潮止樋門完成(県営)。
26年	岡山農地事務局の手で、旧吉野川流域の農業水利の現況調査開始。
29年	岡山農地事務局の手で、吉野川下流部の農業水利の実態、第十堰の漏水調査等について調査開始(35年に成果発表)。
39年	徳島県が旧吉野川河口堰改修計画調査開始。
43年8月	建設省が旧吉野川河口堰建設事業計画をまとめる。
45年2月25日	「吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更」閣議決定。
45年3月1日	水資源開発公団が吉野川河口堰調査所を設置。
45年7月25日	「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施方針」指示。
45年10月31日	「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施計画」認可。
45年12月31日	今切川右岸側用地補償解決。
46年3月28日	今切川関係商業補償解決。
46年6月1日	今切川河口堰本体工事着工。
46年7月28日	今切川河口堰門扉製作据付工事発注。
46年6～9月	今切川右岸住民と建設公害問題で紛糾。
46年9月22日	同上 解決。
47年1月11日	今切川河口堰第1回安全祈願祭。
47年6月23日	今切川河口堰右岸側締切内本体完了(TP 1.2 m以下)に伴う第1次一部使用検査。
47年7月10日	今切川右岸仮締切撤去完了。
47年11月1日	今切川左岸仮締切着手。
48年3月20日	旧吉野川右岸用地問題解決。
48年5月29日	旧吉野川関係商業補償妥結。
48年6月15日	旧吉野川河口堰本体着工。
48年8月7日	今切川左岸側締切内の本体工及び左右岸門扉設備等完了に伴う第2次一部使用検査。
48年8月22日	旧吉野川門扉管理橋製作据付工事着工。
48年10月6日	旧吉野川右岸仮締切着手。
48年11月8日	今切川河口堰竣工式及び旧吉野川河口堰安全祈願祭。
49年7月2日	旧吉野川右岸仮締切撤去完了。
49年8月12日	旧吉野川右岸側締切内の本体工完了(TP 4 m以上)門扉設備等完了に伴う第2次一部使用検査。
50年1月31日	旧堰撤去に関し、吉野川漁連と商業補償妥結。
50年3月15日	「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施方針の変更」指示。
50年3月26日	「旧吉野川河口堰建設事業に関する事業実施方針の変更」認可。
50年7月1日	旧吉野川左岸側締切内部の工事完了に伴う第3次一部使用。
50年10月31日	旧吉野川河口堰竣工式。
51年7月1日	旧吉野川河口堰管理所発足。

## (3) 治水

昭和42年度中小河川旧吉野川改良事業を実施するまでは、本格的な改修はなく計画高水量も700 m<sup>3</sup>/sec程度であったが宮川内谷川及び他支川の改良工事の進展と治水の安全度の向上(1/70年)とにより、今切川分派点においては1,600 m<sup>3</sup>/secとなった。これに伴ない河道改修計画を再検討

し河川拡中及び河床掘削を実施することとした。この計画によると旧吉野川、今切川両潮止樋門は堰柱多く、計画高水位が約1 m程度堰上げられるのでその対応策が必要であった。

旧吉野川では、昭和21年12月の南海地震等による地盤沈下で海岸線で約0.2～0.7 m程度の沈下量が測定され、海面の相対的な上昇により水面勾配が緩となり、流下能力は減退し、沿岸各所に氾らんを起しやすい状態となっていた。また、この沈下により堰の潮止め効果が減少しており、樋門のきめこまかな操作が必要となった。

このため、旧吉野川の河川改修とあいまって、本事業により、当該地点における計画高水量、旧吉野川河口堰地点で850 m<sup>3</sup>/sec、今切川河口堰地点で950 m<sup>3</sup>/secの疎通をはかることになったものである。

## (4) 利水

## ① 農業用水

流域内耕地面積は、水田約4,600 ha、畑約1,800 haあり、このうち旧吉野川表流直接取水は水田3,704 ha、畑20 haである。

これらは、第十樋門から流入した吉野川の表流水を中流部以上は、直接機械揚水し、下流感潮部は派川を含め5カ所に設けられた潮止め樋門で内水を堰上げ、各所に取入れ樋門を設け、一旦水路に自然取入れし、用水路内で揚水機による取水をする地域が多い。

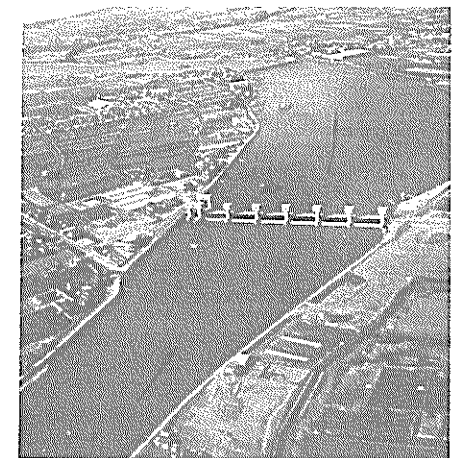
今切川潮止樋門は、昭和11年に付帯用水路とともに事業費31万円をもって県営今切川沿岸農業、水利改良事業として施行された。

旧吉野川潮止樋門は、昭和23年に県営旧吉野川沿岸農業、水利改良事業として事業費1,360万円をもって完成したもので、それぞれの樋門操作は最近までかんかい期には5日間を単位と

し、そのうち3日間は用水取水のため閉鎖し、2日間は低湿地の排水のための開放という操作をくりかえしてきたが、潮の影響が著しいため、後の2日間は干満開閉の操作をおこなっている。

非かんかい期は以前は常時開放していたが、近年都市用排水業者の要請により常時干満操作を行なっている。

当該流域の中流部以下については、南海地震以後地下水中の塩分濃度が高まり、表層土壌水中の塩分濃度は、蒸発と毛管作用との繰返しによって次第に高められ、晴天が続くときは塩害田が増加する。



旧吉野川河口堰

② 上水道用水

この地域の家庭用水は、南海地震前は上流部においては不圧（浅層）地下水を、下流部においては深層被圧地下水を利用していたが、最近においては、ほとんどの地域に上水道施設が普及している。旧吉野川流域の上水道施設は表3-34のとおりである。

表3-34 旧吉野川流域の上水道施設

市町村名	計画給水人口	給水量 (計画最大)	水源種別	許可水利権
鳴門市	53,000人	20,000 m <sup>3</sup> /日	旧吉野川表流水、深井戸	0.116 m <sup>3</sup> /S
松茂町	7,800	1,170	旧吉野川表流水	0.01354
鳴門市大原町	14,000	2,250	旧吉野川表流水、深井戸	0.024
北島町	9,500	1,800	深井戸	
藍住町	10,000	1,622	深井戸	
板野町	3,650	550	深井戸	
徳島市川内町	10,000	3,000	深井戸	
徳島市徳神町	5,500	825	深井戸	

③ 工業用水

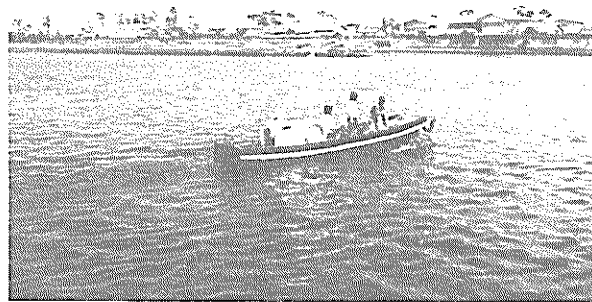
旧吉野川流域の工業用水利用状況は表3-35のとおりである。なお、他に地下水の利用も行なわれている。

表3-35 旧吉野川流域の工業用水利用状況

会社名	取水河川	許可取水量		許可年月日	用途別	備考
		m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /sec			
東邦レヨン	今切川 旧吉野川	14,430	0.167	S 12. 12. 24 S 10. 2. 4	冷却用 冷却用, 原料処理水	
		48,090	0.556			
日清紡績	旧吉野川	30,000	0.347	S 33. 3. 14	冷却用	
大塚化学薬品	〃	10,000	0.116	S 35. 12. 26	冷却用	
東亜合成化学	今切川	24,000	0.278	S 33. 4. 12	雑用	
徳島県工業用水	旧吉野川	69,120	0.800	S 42. 11. 4	工場給水	
計		195,640	2.264			

表3-36 河口堰諸元

名称		旧吉野川河口堰	今切川河口堰	
河川名		吉野川水系旧吉野川	吉野川水系今切川	
位置	右岸	徳島県板野郡松茂町中喜来	徳島県徳島市川内町板前	
	左岸	同上	徳島県板野郡北島町鯛浜	
水理	計画高水位	T.P + 2.757 m	T.P + 3.217 m	
	計画高水流量	850 m <sup>3</sup> /sec	950 m <sup>3</sup> /sec	
	管理水位	T.P + 0.667 m	T.P + 0.667 m	
堰型式	型式	可動堰	可動堰	
	延長	可動部	178 m	全長 192 m
		固定部	14 m	
	堰天端高	T.P + 1.767 m	T.P + 1.767 m	
堰の構造	(1) 可動堰			
	型式	鋼製ローラーゲート	鋼製ローラーゲート	
	寸法	径間 25 m	径間 25 m	
		高さ 7.3 m	高さ 6.0 m	
	敷高	T.P - 5.533 m	T.P - 4.233 m	
	門数	シングル型式	5門	シングル型式 6門
		ダブル型式	1門	ダブル型式 1門
		計	6門	計 7門
	(2) 閘門	有効幅	7 m	有効幅 7 m
		長さ	25 m	長さ 36 m
敷高		T.P - 5.533 m	敷高 T.P - 4.233 m	
(3) 魚道	左右岸 各1カ所	左右岸 各1カ所		
(4) 護岸根固め	1式	1式		
(5) 付帯設備	鋼川閘門			
(6) 管理設備	1式	1式		



今切川長原渡

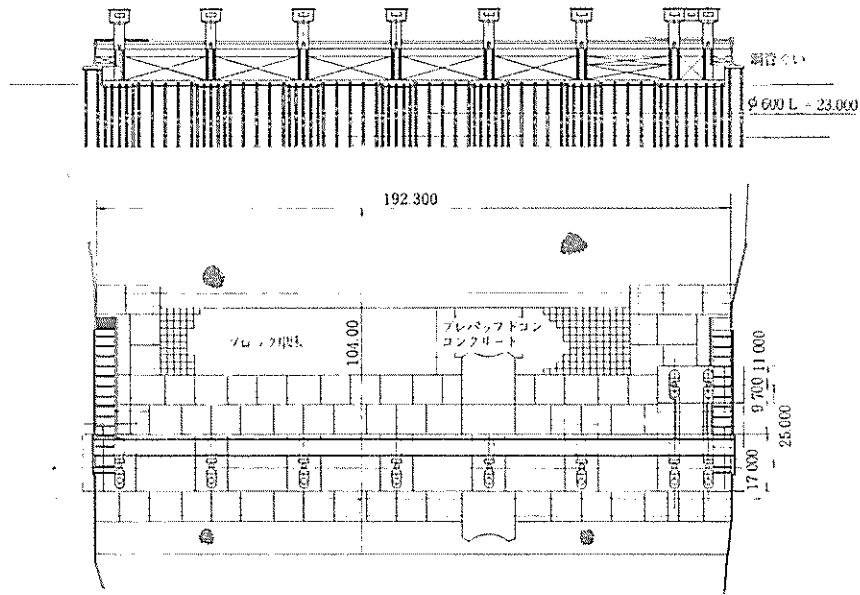


図3-26 旧吉野川河口堰

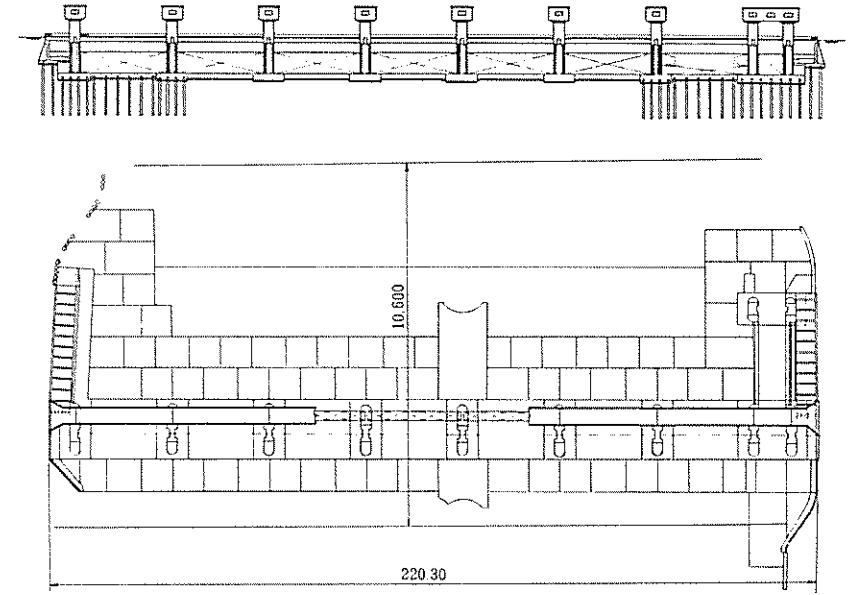


図3-28 今切川河口堰

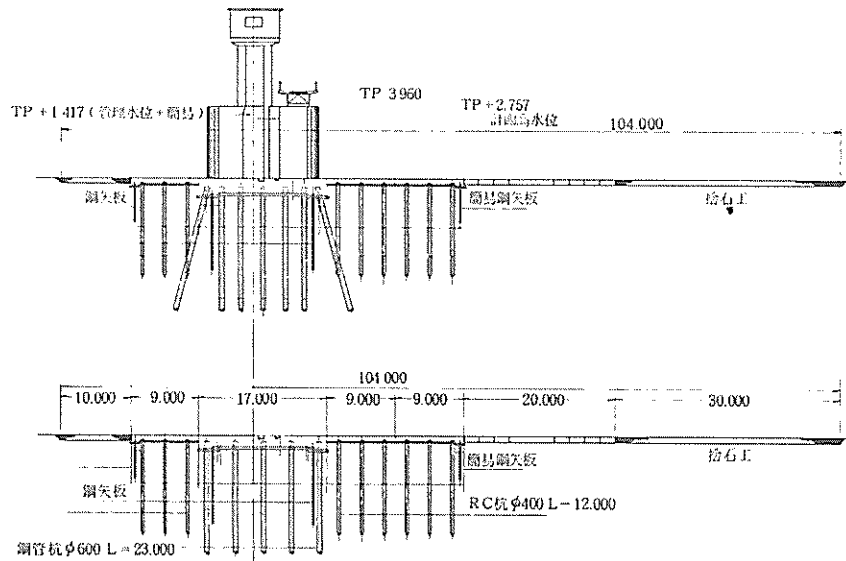


図3-27 旧吉野川河口堰標準断面図

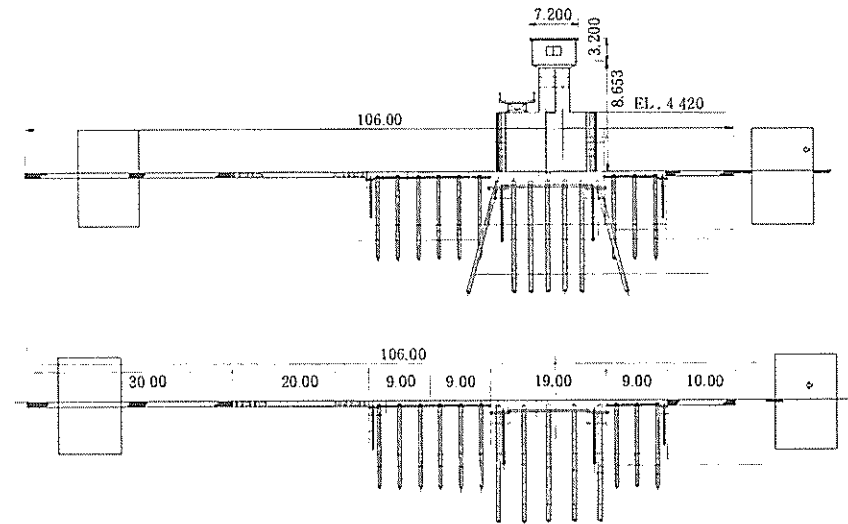


図3-29 今切川河口堰標準断面図

## 5 新宮ダム

## (1) 概要

銅山川は、その源を四国山脈の冠山に発し、猿田川、馬立川等の小支川を合わせて徳島県三好郡山城町川口で本川と合流する吉野川第一の支川である。新宮ダムはその銅山川（愛媛県宇摩郡新宮村字馬立）に建設され、吉野川総合開発計画の一環として、洪水調節、新規利水（かんがい、工業用水の新規供給及び発電）を目的としたものである。

吉野川総合開発計画における銅山川分水は、古くは大佐古ダムの構想であったが、現在の新宮ダムの原形は、愛媛県の利水単独ダム計画であった。

柳瀬ダムの計画では、1,700 m<sup>3</sup>/sec の計画流量の流入に対して 600 m<sup>3</sup>/sec の洪水調節をすることになっていたが、その後、実績洪水で 2,300 m<sup>3</sup>/s（昭和36年9月）の出水をみたため、治水計画の再検討が行なわれ、これまでの銅山川の治水の安全度1/10年を吉野川本川の1/80年に引上げ、県構想の新宮ダムを多目的化し、治水容量を確保する計画とした。このような経過をたどり、昭和45年7月、治水、工業用水、農業用水、発電の多目的ダムとして計画された。ところかこの計画では、支川馬立川から取水することとなっていたため、ダム直下流住民の反対の声があり、検討の結果、馬立取水堰地点に於て 0.285 m<sup>3</sup>/sec（但し、馬立川の流量が 0.285 m<sup>3</sup>/sec 以下のときは当該自流量）の河川環境保全のために維持用水を放流することになった。

当初の実施計画認可時は、建設事業費約34億円で昭和45年10月発足し、その後、物価上昇等の影響を受けて、建設事業費は約86億円（事業費は発電に係る部分を含む）となったが、昭和50年10月にダムが竣工し、昭和50年11月1日より、池田総合管理所のもとに新宮ダム管理所が設置され、直ちに管理に入ったのである。

## (2) 事業経過

年月日	主な事業内容
昭和45年2月25日	「吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更」閣議決定（新宮ダム追加）。
45年3月1日	水資源開発公団新宮ダム調査所設置。
45年7月25日	新宮ダム建設事業に関する事業実施方針指示（建設大臣）。
45年8月1日	水資源開発公団が新宮ダム調査所を建設所に改組。
45年10月31日	新宮ダム新築に関する事業実施計画認可（建設大臣）。
46年12月30日	用地補償基準発表。
47年3月28日	滝山発電所補償委託。
47年11月7日	一般補償基準調印。
47年11月11日	公共補償基準調印（新宮村、三島市）。
47年11月24日	新宮ダム本体工事発注。
48年4月17日	飲区禁止区域指定。
49年3月22日	新宮ダム主放流設備契約。
49年6月24日	新宮ダム事業認定告示。
49年3月27日	銅山川中流漁業組合漁業補償調印。
50年1月31日	吉野川漁漁業補償調印。

50年3月4日	新宮滝山漁業補償調印。
50年3月15日	新宮ダム建設事業に関する事業実施方針の変更指示。
50年3月26日	新宮ダム建設事業に関する事業実施計画の変更認可。
50年6月14日	新宮ダム第1次一部使用検査（EL.221 m以下）。
50年6月15日	一次湛水開始。
50年10月22日	新宮ダム第2次一部使用検査（EL.234.2 m）。
50年10月29日	新宮ダム竣工式。
50年10月31日	発電について全竣工検査合格、最大11,700 kw認可（通産省）。
50年11月1日	水資源開発公団の新宮ダム管理所発足。

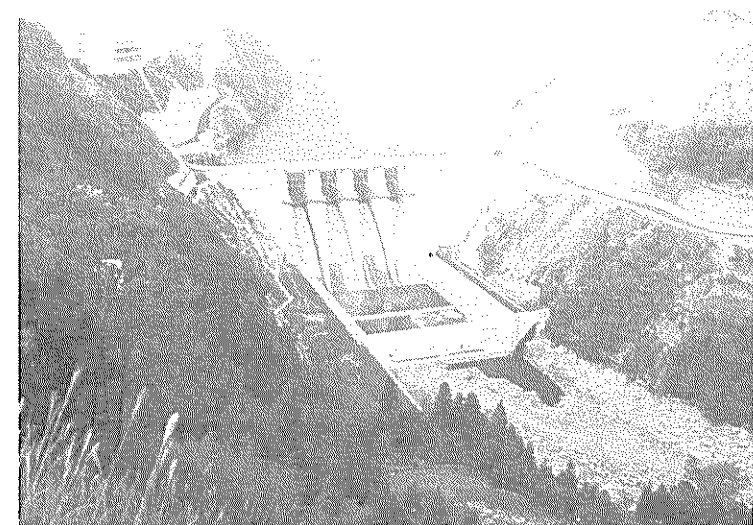
## (3) 治水

新宮ダムによって、当該ダムの建設される地点における計画高水流量1,600 m<sup>3</sup>/sec のうち、400 m<sup>3</sup>/sec の洪水調節を行ない、下流の計画高水流量を低減するものとする。

## (4) 利水

## ① かんがい用水

川之江地区の農地約650 haについて、旧田に対する用水の補給と畑地かんかいを行なうため、かんがい期（6月6日～10月5日）にあつては平均0.142 m<sup>3</sup>/sec（最大0.49 m<sup>3</sup>/sec）、非かんがい期（10月6日～翌6月5日）にあつては平均0.0025 m<sup>3</sup>/sec（最大0.163 m<sup>3</sup>/sec）のかんがい用水の取水を可能にするものである。



新宮ダム

非越流頂	EL 236.0 m		洪水調節容量 5,000,000 m <sup>3</sup>	有効貯水容量 11,700,000 m <sup>3</sup>	総貯水容量 13,000,000 m <sup>3</sup>
常時高水位	EL 234.2 m				
洪水期高水位	EL 227.6 m	(7月1日～10月10日)	洪水期 新規利水容量 6,700,000 m <sup>3</sup>		
最低水位	EL 211.0 m				
堆砂面	EL 209.0 m			死水量 400,000 m <sup>3</sup>	
基礎石盤	EL 191.0 m			堆砂量 900,000 m <sup>3</sup>	

図3-30 新宮ダム容量配分図

② 工業用水

早明浦ダム及び柳瀬ダムと相まって、新宮ダムによって3.28m<sup>3</sup>/secの工業用水を愛媛県の伊予三島・川の江地区に供給する。

③ 発電

新宮ダムの建設にあわせて愛媛県において、銅山川第3発電所を新設し、最大出力11,700KW(最大使用水量8.0 m<sup>3</sup>/sec)の発電を行なう。

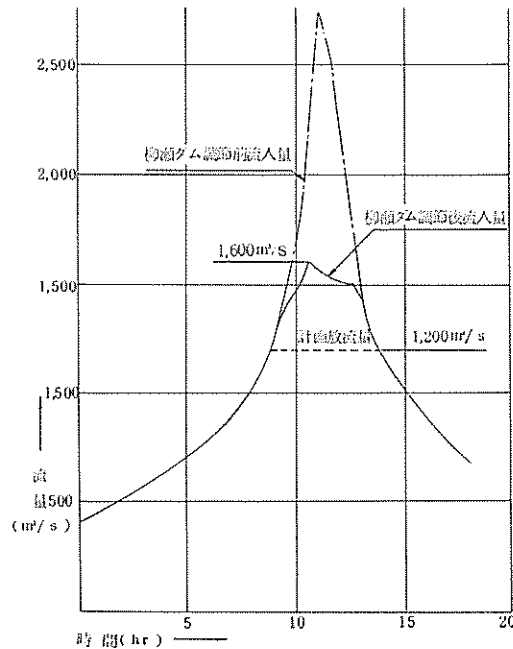


図3-31 新宮ダム洪水調節図

表3-37 新宮ダム諸元

ダム		貯水池	
河川名	吉野川水系銅山川	洪水面積	0.9 km <sup>2</sup>
位置	左岸 愛媛県宇摩郡新宮村 大字大影	洪水時高水位	EL 234.2 m
		常時高水位	EL 234.2 m
	右岸 同上	低水位	EL 211 m
		ダム天端	EL 236 m
		有効水深	232 m
集水面積	直接流域 馬立川流域	254.3 km <sup>2</sup> 214.9 km <sup>2</sup> 39.4 km <sup>2</sup>	総貯水容量 13,000,000 m <sup>3</sup> 有効貯水容量 11,700,000 m <sup>3</sup>
	地質	三波川系に属する砂質片岩	死水量 400,000 m <sup>3</sup> 堆砂量 900,000 m <sup>3</sup>
型式	重力式コンクリートダム	洪水調節容量	5,000,000 m <sup>3</sup>
堤高	42 m	利水容量	洪水期 6,700,000 m <sup>3</sup> 非洪水期 11,700,000 m <sup>3</sup>
堤頂長	138 m		
堤体積	80,000 m <sup>3</sup>	計画高水流量	1,600 m <sup>3</sup> /sec
堤頂幅	4.5 m	計画放流量	1,200 m <sup>3</sup> /sec
		調節流量	400 m <sup>3</sup> /sec

施設設備		水没・補償				
利水用	型式	水没戸数	一般	102戸		
	門数		公共	4棟		
	流量		田	12 ha		
洪水調節用	位置	土	畑	15.6 ha		
	型式		ラジアルゲート	宅地	3.7 ha	
	門数		4門	山林	45.7 ha	
	流量		調節時	1,200 m <sup>3</sup> /sec	原野	-
			異常洪水時	3,500 m <sup>3</sup> /sec	草生地	-
	位置		敷高EL 221 m	農地	-	
	ゲート		高幅 14,050 m × 10 m	その他	2.4 ha	
発電	最大使用水量	8.0 m <sup>3</sup> /sec	道路	県道付替 3.0 km 市町村林道付替 11.3 km		
	有効落差	180.0 m	工期			
	最大電力	11,700 kW				
年間発電量	74,421 MWh			昭和44 / 4月～昭和51 / 3月		



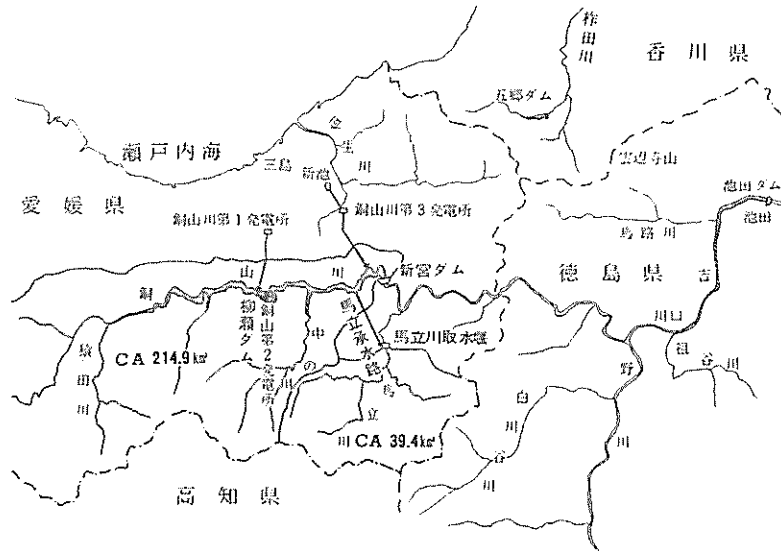


図3-32 新宮ダム位置及び流域図

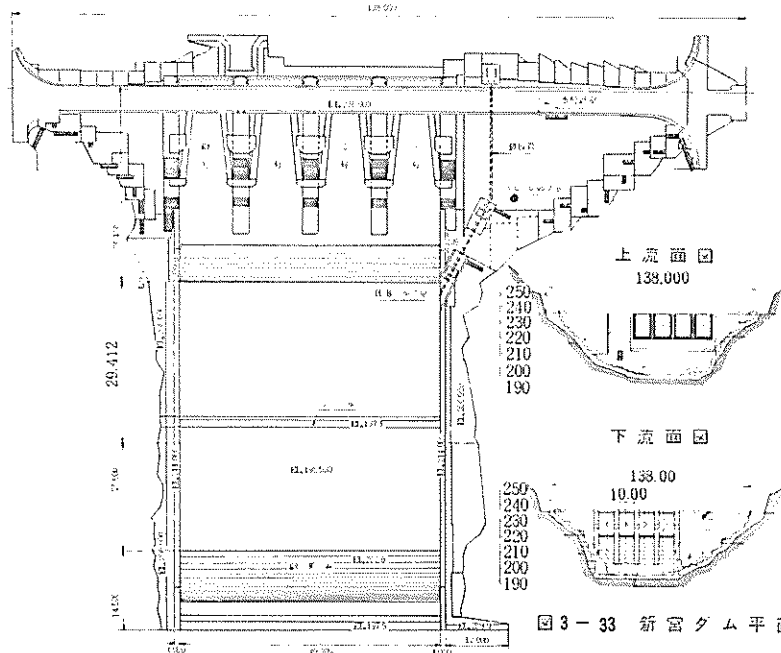


図3-33 新宮ダム平面図

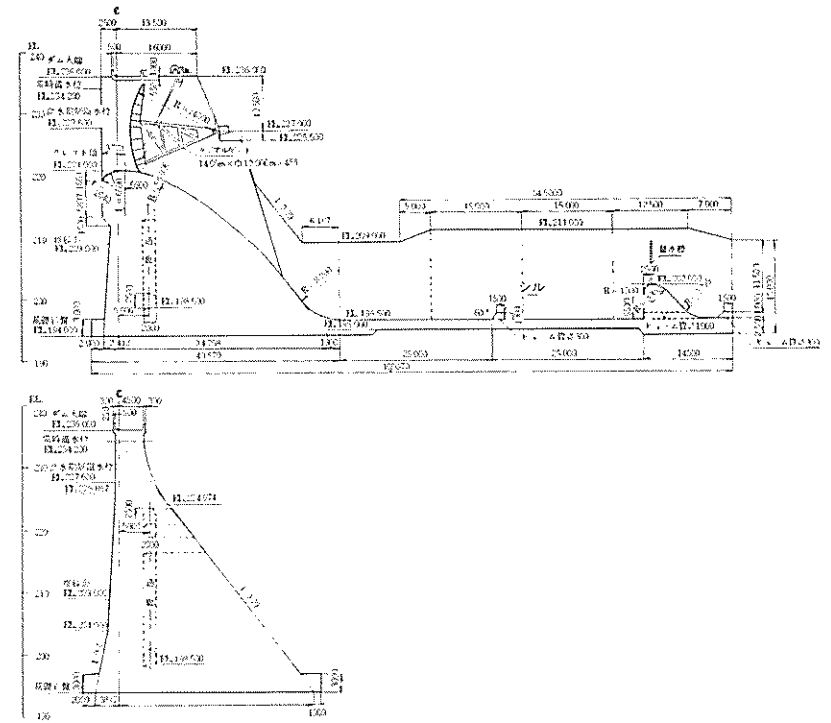


図3-34 新宮ダム標準断面図

## 6 高知分水

### (1) 概要

早明浦ダムを中核とした吉野川総合開発計画の一環として吉野川水系瀬戸川、地蔵寺川に新設する取水堰及び瀬戸川から鏡川に至る導水路により、鏡川水系鏡川に分水する。これにより高知市の水道用水として0.73m<sup>3</sup>/sec及び高知県の工業用水として0.5m<sup>3</sup>/secを供給し、四国電力物は、天神発電所を建設し、最大出力11,800KWの発電を行なうものである。

昭和32年10月に四国電力物より地蔵寺発電所(最大出力15,000KW)、鏡川第1発電所(最大出力30,100KW)への分水量1.64m<sup>3</sup>/secについて水利使用許可申請が提出されたが保留となった。

一方、高知県では、昭和36年9月に鏡川総合開発事業の鏡ダム築造が予定され、四国電力物も発電部門で加わることになり、地蔵寺発電所(最大出力9,800KW)、鏡川第1発電所(最大出力20,300KW)及び鏡川発電所(最大出力3,300KW)を計画した。

290 第3章 吉野川総合開発の経過

本計画は吉野川の分水とは関係なく開発が進められ、現在、鏡ダム及び鏡川発電所は、既に竣工している。また、昭和39年2月第13回吉野川総合開発協議会で、地蔵寺発電所（最大出力66,500KW揚水）、鏡川第1発電所（最大出力12,500KW）への分水量1.20m/secとして計画修正を行なったが、昭和40年7月の第19回吉野川総合開発協議会において、高知分水の流域面積は、鏡川第1で19.2㎏から36.3㎏に、分水量も1.20m/secから1.23m/secにそれぞれ増加させる計画に変更された。

しかし、四国電力㈱が地質調査を行なった結果、地蔵寺揚水発電所が不可能となったので、昭和43年11月に地蔵寺発電所は最大出力1,000KW、鏡川第1発電所は最大出力12,000KWに発電計画が修正された。

その後、四国電力㈱は将来の揚水発電所の含みをもたせた穴川発電所（最大出力3,400KW）案を昭和46年6月の第55回電源開発調整審議会で提出し、着工が決定された。

これを受けて同年8月に、吉野川水系水資源開発基本計画の一部変更で、高知分水事業が追加され、水資源開発公団事業施工は四国電力㈱に委託となり、直ちに用地補償交渉に着手し、昭和48年11月、下流部の同意を得られぬまま、上流部について着工することとなった。

ところが社会情勢の変化により揚水発電所の下池として使用する計画であった鏡ダムが関係住民の反対にあって揚水発電の中止を余儀なくされた。昭和50年9月の第67回電源開発調整審議会で穴川発電所のかわりに、土佐山村へ天神発電所（最大出力11,800KW）の建設が決定され、同年12月に高知分水の実施方針の変更指示となり、昭和53年3月完工をめさし、現在鋭意施工中である。

(2) 事業経過

年月日	主な事業内容
昭和32年10月29日	地蔵寺発電所（15,000kw）への最大分水量8.5m/sec、鏡川第1発電所（30,100kw）への分水量14.5m/secに対する水利申請を四国電力㈱が行ない保留となる。
36年9月～43年11月	高知分水発電計画について測量、地質調査等の細部調査を行ない、各種案を検討する。
46年6月30日	穴川発電所（3,400kw）への最大分水量6.0m/secが第55回電源開発調整審議会で承認される。
46年8月13日	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更閣議決定（高知分水追加）
46年9月27日	高知分水事業に関する事業実施方針指示。
46年9月30日	高知分水事業に関する事業実施計画認可。
48年5月31日	土佐町工事着工同意。
48年6月15日	土佐町公共補償妥結。
48年10月24日	河川法（23、24、26、27条）協議同意。
48年11月1日	高知分水建設所（四国電力㈱）設置。
〃	電気工作物変更許可（電気事業法8条）。
48年11月2日	工事計画認可（電気事業法41条）。
48年11月5日	1、2工区（上流側）契約。
49年3月25日	嶺北漁業協同組合漁業補償妥結。
49年12月20日	土佐町特殊補償妥結。

49年12月23日	地蔵寺川導水路にかかる漁業補償妥結。
50年2月4日	地蔵寺川導水路（2号隧道）貫通。
50年7月26日	土佐山村工事着工同意。
50年9月26日	天神発電所（11,800kw）最大分水量6.0m/secが、第67回電源開発調整審議会で承認される。
50年12月4日	高知分水事業に関する事業実施方針の変更指示。
51年2月14日	高知分水事業に関する事業実施計画の変更認可。
51年5月31日	1工区竣工。
51年6月25日	計画変更に伴う河川法協議（第23、24、26、27条1項）について、建設省、高知県の同意を得る。
51年6月25日	3工区着工。
52年2月25日	土捨場等の構造変更に伴う河川法協議について、四国地方建設局、高知県の同意を得る。
52年10月12日	第3号隧道貫通。

表3-38 高知分水諸元

瀬戸川取水施設	流域面積	53.7㎏
	取水規模	最大 4.4m <sup>3</sup> /sec
	堰高	12.20m
瀬戸川導水路	延長	4,538m
	最大分水量	4.4m <sup>3</sup> /sec
地蔵寺川取水施設	流域面積	19.2㎏
	取水規模	最大 6.0m <sup>3</sup> /sec
	堰高	7.0m
地蔵寺川導水路	延長	29.8m
	最大分水量	6.0m <sup>3</sup> /sec
天神発電所	使用水量	最大 6.0m <sup>3</sup> /sec
	有効落差	最大 236.2m
	最大電力	最大 11,800kW
L 期	昭和46年度～昭和52年度（予定）	

天神発電所

高知分水の水はこの発電所を通過して行なわれ、11,800kWの発電を行なった後鏡川に放水される。



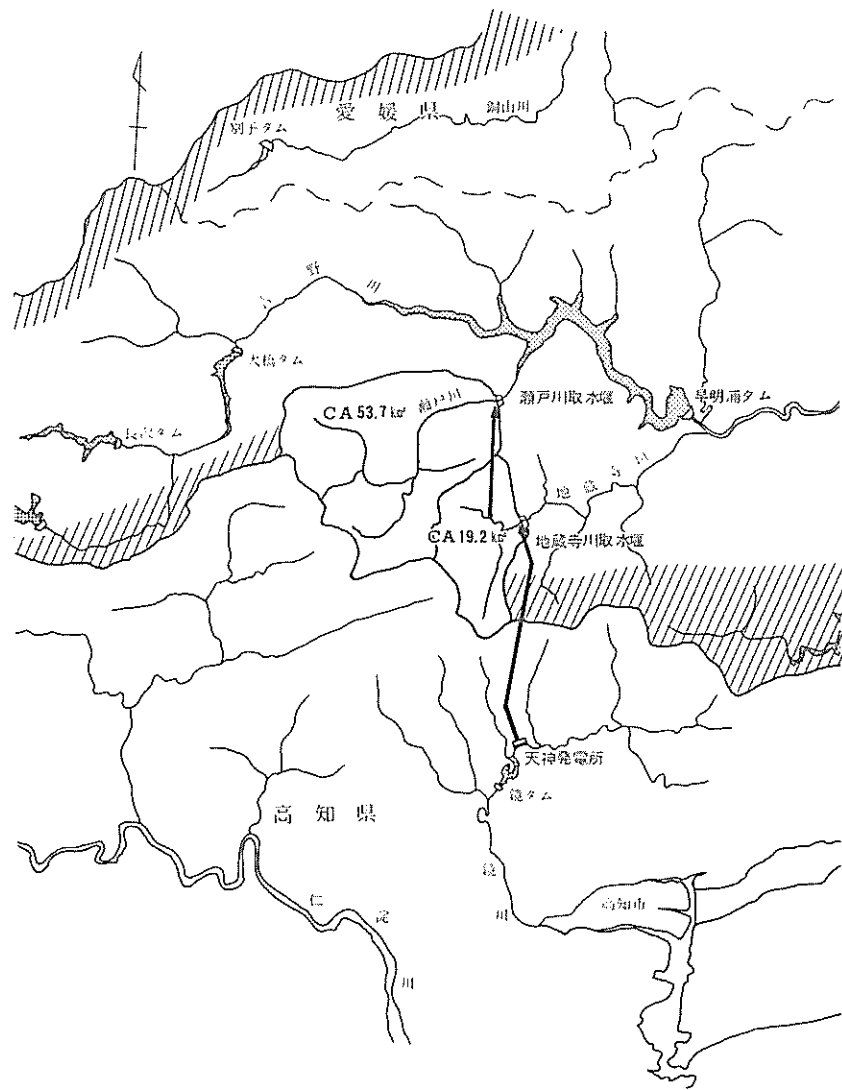


図3-35 高知分水位置図

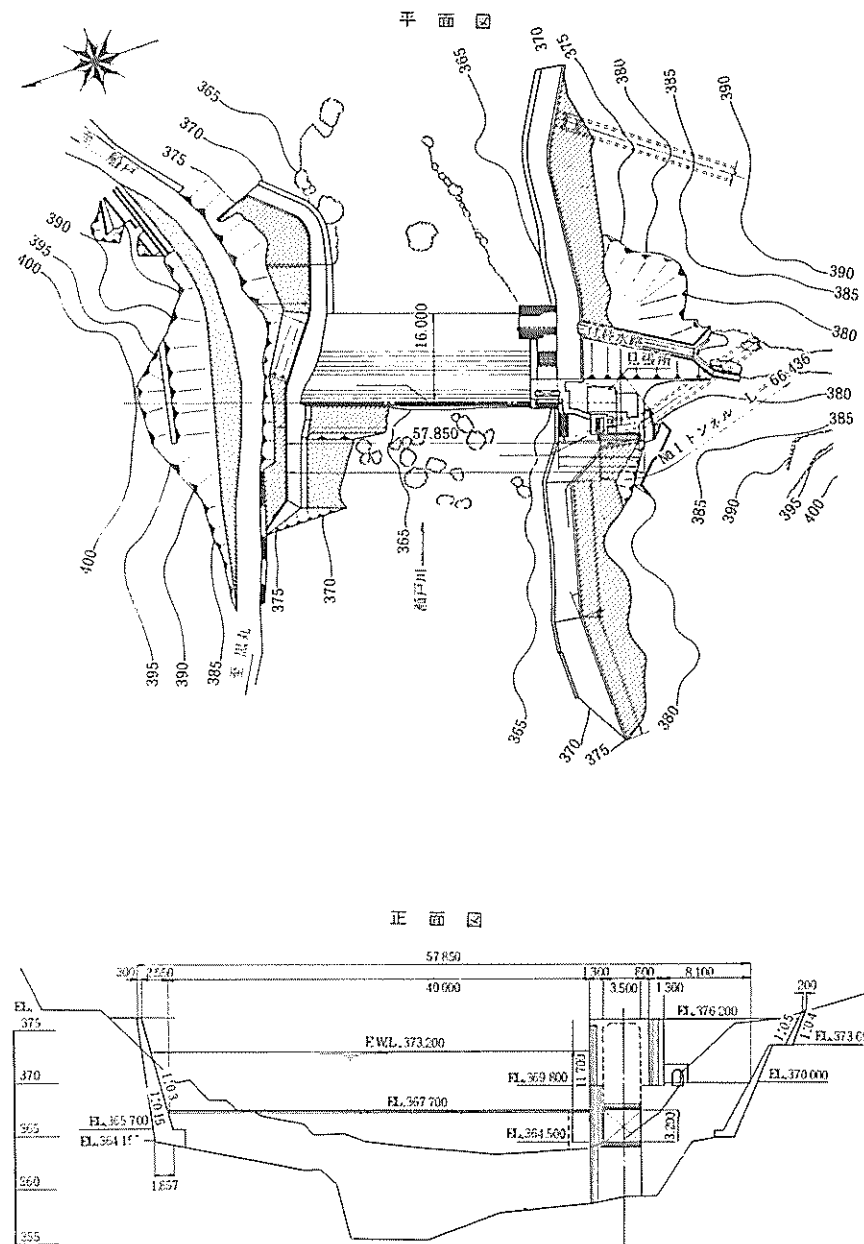
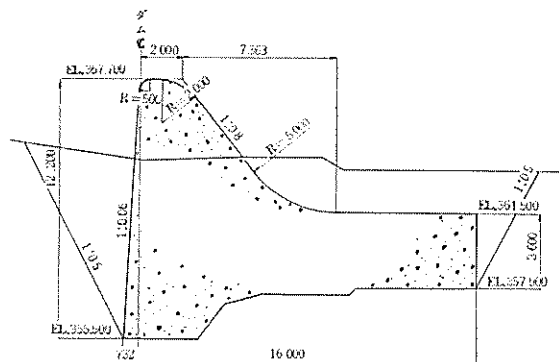


図3-36 瀬戸川取水施設設計計画図

越流部断面図



排砂部断面図

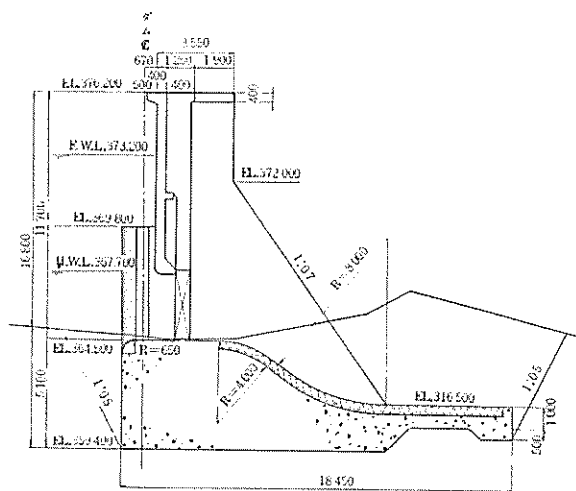
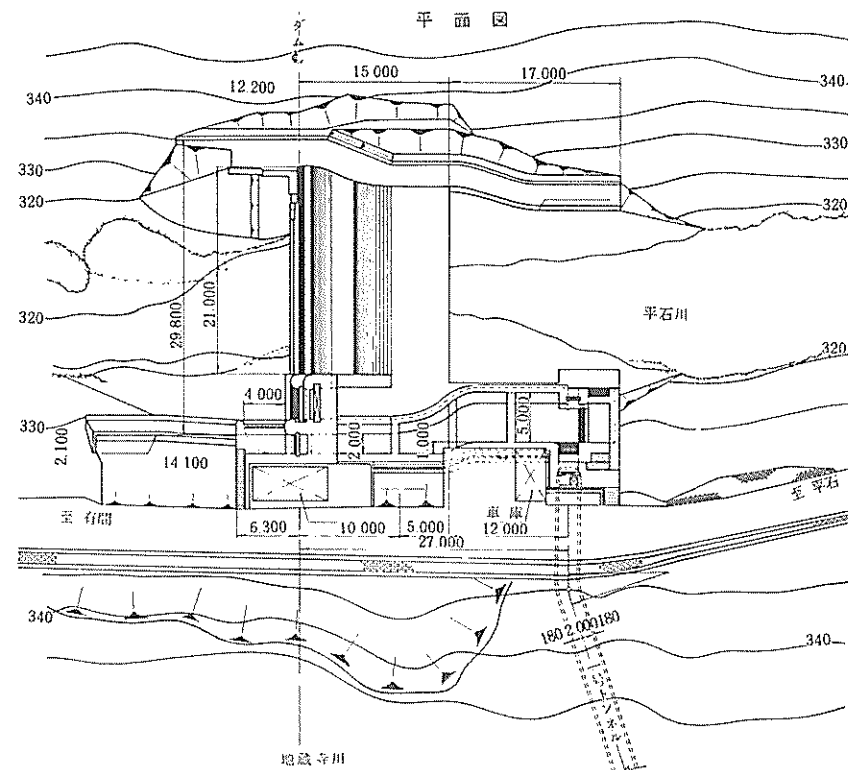


図3-37 瀬戸川取水施設設計図

平面図



正面図

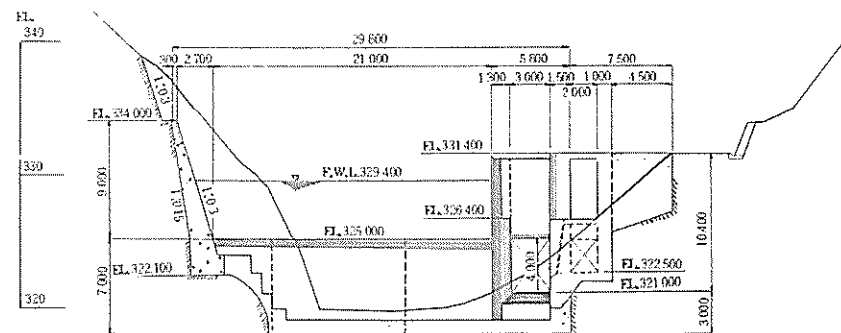


図3-38 地藏寺川取水施設設計図

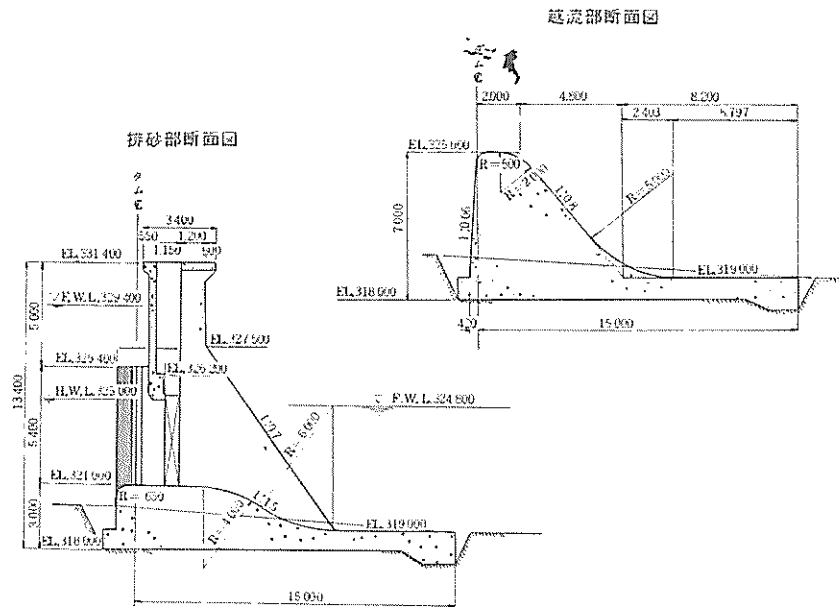


図3-39 地蔵寺川取水施設設計図

## 7 吉野川北岸農業水利事業

### (1) 概要と沿革

吉野川北岸用水の歴史は古く、県の主要物産として阿北一帯に広く生産されていた「饅頭」が、明治20年頃から輸入染料に圧倒され衰退したのに代り、米作または養蚕の振興を図るため吉野川からの取水、導水が計画されたが、工事費が高いのに比べ区域が細長く限られるため伸縮実現をみず、個々にポンプを設置して取水が続けられてきた。

しかし、多額の揚水費がかかるため、大正4年に北麓用水期成同盟会が結成され、同9年に水利組合を設立し、徳島県の手で工事測量、設計を行った結果、阿波、板野、名西3郡にわたる田畑4,995町歩のかんがい及び開田計画がまとまり、県営事業で施行することも議決された。

その後、組合内部に不一致が生じ、さらに昭和2～5年の農林省技師による踏査、設計の結果、地形、導水上の制約から、水路路線受益区域が大巾に変更となったため、昭和5年事業の首工を見ぬままに中止された。

これ以降、この地域のかんがい事業としては阿波、板野2郡の水田1,798haを対象にした阿

波用水(一期)事業(昭和18～31年)、三好町の水田310haを対象にした昼間足代用水事業(昭和24～28年)、阿波町、市場町、土成町の水田及び樹園地397haを対象にした阿波用水(二期)事業(昭和38～42年)、藍住町の水田412haを対象とした中島用水事業(昭和43～46年)等の県営事業で揚水施設及び導水施設の新設改修が行われてきた。

このほか昭和30年には、美馬町、脇町の水田1,700haを対象にした美馬北岸用水事業も計画されたが、導水路町村の反対が強く中止された。

このように吉野川北岸地域では、長年に亘って用水確保の努力が重ねられてきたが、吉野川沿岸にも拘らず大部分の地域が自然取水できず、支川、溜池の利用と合わせて補給水として吉野川の表流水、伏流水をポンプ揚水していたが、施設の大部分が小規模で維持管理費が極めて大きく、加えて利水上の制約から営農上の障害も大きく、また山麓沿いの細地帯はかんがい施設が殆んどないため栽培上の制約を受け、用水の安定確保と水利費の軽減が強く望まれてきた。

吉野川総合開発構想の進展に伴い、農林省は昭和38年より吉野川水系広域農業開発基本調査として農業用水の現況の調査と検討を行なってきたが、昭和41年に吉野川水系における水資源開発基本計画が決定されたため、池田ダムから取水する吉野川北岸用水の地区調査を昭和44年から開始、同年度内に計画をとりまとめ、昭和45年4月から全体実施設計に入り、昭和46年10月には吉野川北岸農業水利事業所を開設して着工体制を整えた。

国営吉野川北岸農業水利事業計画は昭和47年4月には縦覧公告、計画決定を終り、取水工、幹線用水路に着工、昭和60年度完成を目標に鋭意工事中である。

### (2) 事業経過

年月日	主たる事業内容
昭和38年4月	農林省、吉野川水系広域農業開発基本調査を始める。
43年2月	期成同盟会発足。
43年10月	市場町に県開発事務所開設。
44年4月	農林省は吉野川北岸用水事業の地区調査を開始。
45年4月	計画をとりまとめ、46年10月着工を目標に全体実施設計に入る。
45年6月	土地改良法に基づく法手続き開始。
46年10月	農林省は吉野川北岸農業水利事業所を開設し一部工事に着工。
47年3～4月	吉野川北岸農業水利事業計画の決定と縦覧公告。
47年12月	吉野川北岸土地改良区設立。
49年3月	取水工完成。
49年5月	通水式。

### (3) 用水計画

この事業は吉野川総合開発計画の一環として池田町に計画された池田ダムの左岸上流に取水施設を設けて、かんがい期最大14.8m<sup>3</sup>/sec、非かんがい期最大2.01m<sup>3</sup>/secを取水し、池田町から板野町に至る延長約74kmの用水路を新設して、水田4,588haの用水補給と2,147haの細地か

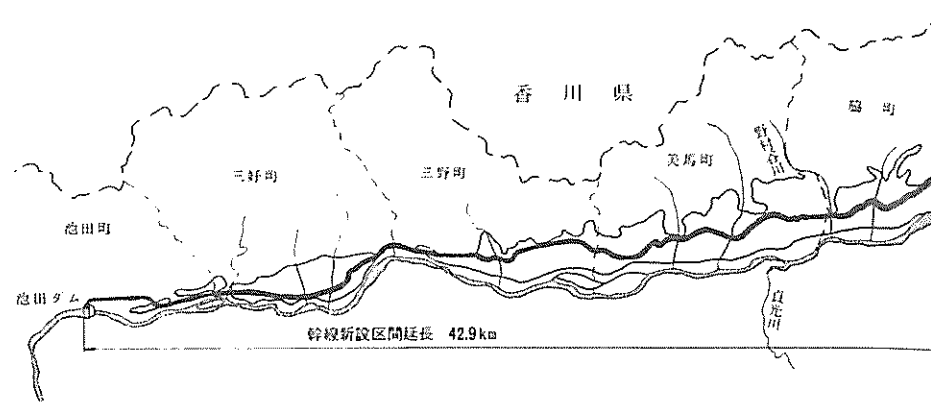


図3-40 吉野川北岸用水

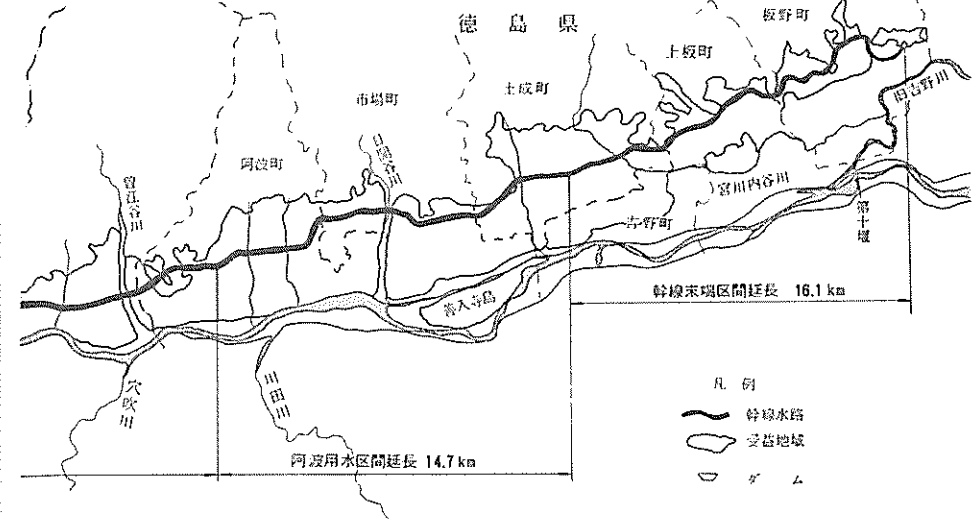
んかいを行なうとともに、併せて620haの樹園地の造成を行なうものである。

この農業用水を利用して、水田では水稲生産の安定化と裏作のかんがいによって有利な菜類、飼料作物の計画的な拡大を図り、畑地についても畑地かんがい施設を完備して商品性の高い作物を安定して導入し、農業所得の向上に結びつけて水田経営の安定と果樹、野菜、畜産部門の拡大により地域農業の発展を図る構想である。

このため用水計画は、過去10カ年の連続旱天及び用水不足最第1位の昭和37年を基準に表3-39のとおり決定、水田裏作は畝間かんがい、畑、樹園地は散水かんがいする計画である。

表3-39 吉野川北岸農業水利事業の用水量

区 目	種別	水田かんがい			(裏作)			畑地かんがい					粗用水量	
		計画 単 位 平均 水量	計画 単 位 平均 水量	面積	計画 平均 水深	面積	果樹			畑地		かん がい 期	月 かん がい 期	
							計 画 内 入 水 量	開 断 日 数	面 積	計 画 内 入 水 量	開 断 日 数			面 積
幹線水路	水田(裏作)畑地かんがい	cm <sup>3</sup> /日	cm <sup>3</sup> /日	ha	m <sup>3</sup> /日	ha	m <sup>3</sup> /日	日	ha	m <sup>3</sup> /日	日	ha	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
		19.7	120	4,588	3.0	2,598	5.0	6	2,431	4.0	6	336	14,892	2,009



事業計画一般図

表3-40 計画諸元

施設区分	取水位置 及び 通水量	工種と延長						計	分水工
		フルーム 開水路	暗渠	トンネル	サイ フィン	その他	計		
取水1	取水位 E.L. 87.3 m 取水原 (最大) 14.8 m <sup>3</sup> /s 取水口 B3.19 m	m	m	m	m	m	m	m	カ所
幹線新設 区間	通水量 14.8 ~ 8.5 m <sup>3</sup> /sec	22,463	3,237	10,217	6,395	520	42,874	46	
阿波用水 区間	通水量 8.5 ~ 5.0 m <sup>3</sup> /sec	10,656	76	193	3,707	112	14,746	23	
幹線末端 区間	通水量 2.0 ~ 0.5 m <sup>3</sup> /sec	5,535	500	650	9,327		16,102	20	
計		22,706	3,873	11,040	19,429	674	73,722	94	
樹地かん がい施設	23地区 3,547 ha								樹水 機馬 94カ所 散水機 101,006 m
費用地 域	23地区 35km								



吉野川北岸用水取水口  
池田ダム左岸直上流に位置し、かんがい期最大14.8 m<sup>3</sup>/sec非かんがい期2.01 m<sup>3</sup>/secが取水される。